

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和5年4月14日（令和5年（行情）諮問第325号）、同年7月12日（同第606号）、同年12月25日（同第1187号、同第1188号及び同第1191号）、令和6年2月1日（令和6年（行情）諮問第118号）、同年3月27日（同第296号）及び同年4月30日（同第528号）

答申日：令和7年11月21日（令和7年度（行情）答申第594号、同第596号ないし同第598号、同第601号、同第603号、同第606号及び同第608号）

事件名：特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「国家安全保障戦略等の改定」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「国家安全保障戦略等の改定」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「国家安全保障戦略等の改定」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「国家安全保障戦略等の改定」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「国家安全保障戦略等の改定」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「国家安全保障戦略等の改定」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で特定された後につづられた文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1（1）ないし（5）に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書5」という。）の各開示請求に対し、別紙の

3に掲げる821文書（以下、順に「文書1」ないし「文書821」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とし、別紙の1（6）に掲げる文書（以下「本件請求文書6」といい、本件請求文書1ないし本件請求文書5と併せて「本件請求文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定について、諮問庁が本件請求文書3につき文書774、文書776、文書779、文書780及び文書784（以下、併せて「追加特定文書」という。）を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、本件請求文書1、本件請求文書2及び本件請求文書5につき、本件対象文書を特定したこと、本件請求文書3につき、追加特定文書を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていること並びに本件請求文書6を保有していないとして不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年1月10日付け閣安保第16号（以下「原処分2」という。）、同年3月22日付け同第145号（以下「原処分4」という。）、同年8月25日付け同第399号、同第400号及び同第403号（以下、順に「原処分1」、「原処分3」及び「原処分5」という。）、同年10月13日付け同第464号（以下「原処分6」という。）、同年12月19日付け同第559号（以下「原処分7」という。）並びに令和6年2月5日付け同第62号（以下「原処分8」という。）により、国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った各決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1について）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記載された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示箇所の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認すること

ができない。更に「情報公開事務処理の手引き」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 他に文書がないか確認を求める。

開示請求者は確認するすべがないので、念のため確認を求める次第である。また閣安保第399号については、「残りの部分」の解釈を誤って文書を特定したと思われる。

(2) 審査請求書2（原処分2について）

上記（1）アと同旨。

(3) 審査請求書3（原処分3について）

ア 上記（1）アと同旨。

イ 上記（1）イと同旨。

ウ 上記（1）ウと同旨。

(4) 審査請求書4（原処分4について）

ア 上記（1）アと同旨。

イ 上記（1）イと同旨。

(5) 審査請求書5（原処分5について）

ア 上記（1）アと同旨。

イ 上記（1）イと同旨。

ウ 上記（1）ウと同旨。

(6) 審査請求書6（原処分6について）

ア 上記（1）アと同旨。

イ 上記（1）イと同旨。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

電磁的記録が特定されていない文書について、その特定を求めるものである。

(7) 審査請求書7（原処分7について）

ア 上記（1）アと同旨。

イ 上記（1）イと同旨。

ウ 上記（1）ウと同旨。

(8) 審査請求書8（原処分8について）

ア 不開示決定の取消し。

念のため、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

イ 受付日に誤りがある。

「『開示請求があった日』とは、開示請求書が権限ある行政機関の

事務所（経由機関を含む。）に物理的に到着したときをいう」（「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）11頁。裏面参照）。本件各請求が物理的に到達したのは、年末年始以前の2023年12月中と思われるので、受付日は誤りであり、開示決定もまた法に定める期間を過ぎている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

（1）原処分1について（令和5年諮問第1187号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書1に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和4年9月26日付け閣安保第380号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上、令和4年10月25日付け閣安保第434号により本件開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分について開示決定等を行い、さらに、令和5年8月25日付け閣安保第399号により残りの行政文書について原処分1を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、「不開示箇所の特定を求める。」及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

（2）原処分2について（令和5年諮問第325号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書2に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において原処分2を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」を求めて審査請求が提起されたものである。

（3）原処分3について（令和5年諮問第1188号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書2に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和4年12月8日付け閣安保第485号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上、令和5年1月10日付け閣安保第16号により本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定等（原処分2）を行い、さらに、令和5年8月25日付け閣安保第400号により残りの行政文書について原処分3を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、「不開示箇所の特定を求める。」及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

（4）原処分4について（令和5年諮問第606号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書3に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和5年2月20日付け閣安保第104号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上で、原処分4を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」及び「不開示箇所の特定を求める。」といった趣旨の審査請

求が提起されたものである。

(5) 原処分5について（令和5年諮問第1191号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書3に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和5年2月20日付け閣安保第104号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上、令和5年3月22日付け閣安保第145号により本件開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分について開示決定等（原処分4）を行い、さらに、令和5年8月25日付け閣安保第403号により残りの行政文書について原処分5を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、「不開示箇所の特定を求める。」及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(6) 原処分6について（令和6年諮問第118号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書4に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和5年5月9日付け閣安保第217号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上、令和5年6月9日付け閣安保第262号により本件開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分について開示決定を行い、さらに、令和5年10月13日付け閣安保第464号により残りの行政文書について原処分6を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、「不開示箇所の特定を求める。」及び「電磁的記録についても特定を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(7) 原処分7について（令和6年諮問第296号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書5に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和5年7月19日付け閣安保第335号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上で、令和5年8月18日付け閣安保第387号により本件開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分について開示決定を行い、さらに、令和5年12月19日付け閣安保第559号により残りの行政文書について原処分7を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、「不開示箇所の特定を求める。」及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(8) 原処分8について（令和6年諮問第528号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書6に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和6年2月5日付け閣安保第62号により原処分8を行ったところ、審査請求人から、「不開示決定の取消し。」及び「受付日に誤りがある」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

2 原処分 of 妥当性について

(1) 原処分 1 ないし原処分 7 について

処分庁においては、原処分 1 ないし原処分 7 において、別紙の 3 に掲げる本件対象文書を特定した上、不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件各審査請求（原処分 2 に係る審査請求を除く。）を受けて、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分 1 ないし原処分 7 で特定した行政文書以外に本件各開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分 1 ないし原処分 7 は妥当である。

(2) 原処分 8 について

処分庁においては、原処分 8 において、本件対象文書について、作成及び取得しておらず保有していないとして、不開示決定を行ったところである。

また、処分庁において、本件審査請求を受けて、改めて本件対象文書の探索を行ったが、本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分 8 は妥当である。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分 1 について

ア 「一部に対する不開示決定の取消し。」との点については、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記 2（1）のとおり本件対象文書の不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

イ 「不開示箇所の特定を求める。」との点については、「「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」（平成 30 年 10 月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24 頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記２（１）のとおり本件対象文書の不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

ウ 「他に文書がないか確認を求める。」との点については、「開示請求者は確認するすべがないので、念のため確認を求める次第である。また閣安保第３９９号については、「残りの部分」の解釈を誤って文書を特定したと思われる。」旨主張している。

しかしながら、上記２（１）のとおり、処分庁において、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分１で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

（２）原処分２について

上記（１）アと同旨。

（３）原処分３について

ア 上記（１）アと同旨。

イ 上記（１）イと同旨。

ウ 「他に文書がないか確認を求める。」との点については、「開示請求者には確認するすべがないので、念のため確認を求める次第である。」旨主張している。

しかしながら、上記２（１）のとおり、処分庁において、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分３で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

（４）原処分４について

ア 上記（１）アと同旨。

イ 上記（１）イと同旨。

（５）原処分５について

ア 上記（１）アと同旨。

イ 上記（１）イと同旨。

ウ 上記（３）ウと同旨（ただし、「原処分３」とあるのは「原処分５」と読み替える。）。

（６）原処分６について

ア 上記（１）アと同旨。

イ 上記（１）イと同旨。

ウ 「電磁的記録についても特定を求める。」との点については、「電磁的記録が特定されていない文書について、その特定を求めるものである。」旨主張している。

しかしながら、上記２（１）のとおり、処分庁においては、本件開

示請求に対して、原処分6のとおり特定文書を適正に特定している。
また、本件審査請求を受け、処分庁において改めて対象文書を探索したが、原処分6で特定した紙媒体の行政文書以外の対象文書の存在は確認できなかったとのことであり、処分庁において、原処分6において特定文書を適正に特定していると認められるところである。

(7) 原処分7について

ア 上記(1)アと同旨。

イ 上記(1)イと同旨。

ウ 上記(3)ウと同旨(ただし、「原処分3」とあるのは「原処分7」と読み替える。)

(8) 原処分8について

ア 「不開示決定の取消し。」との点については、「念のため、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記2(2)のとおり、改めて本件対象文書の探索を行ったが、本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

イ 「受付日に誤りがある」との点については、「『開示請求があった日』とは、開示請求書が権限ある行政機関の事務所(経由機関を含む。)に物理的に到着したときをいう」(「情報公開事務処理の手引」(平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室)11頁。裏面参照)。本件各請求が物理的に到達したのは、年末年始以前の2023年12月中と思われるので、受付日は誤りであり、開示決定もまた法に定める期間を過ぎている。」旨主張している。

しかしながら、当該主張は、受付日に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。

4 結語

以上のとおり、原処分維持が適当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|------------------------|
| ① 令和5年4月14日 | 諮問の受理(令和5年(行情)諮問第325号) |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受(同上) |
| ③ 同年5月10日 | 審議(同上) |
| ④ 同年7月12日 | 諮問の受理(令和5年(行情)諮問第606号) |
| ⑤ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受(同上) |
| ⑥ 同年8月3日 | 審議(同上) |

- ⑦ 令和5年12月25日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第1187号、同第1188号及び同第1191号）
- ⑧ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑨ 令和6年1月19日 審議（同上）
- ⑩ 同年2月1日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第118号）
- ⑪ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑫ 同月16日 審議（同上）
- ⑬ 同年3月27日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第296号）
- ⑭ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑮ 同年4月11日 審議（同上）
- ⑯ 同月30日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第528号）
- ⑰ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑱ 令和7年11月17日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、令和5年（行情）諮問第325号、同第606号、同第1187号、同第1188号、同第1191号、令和6年（行情）諮問第118号、同第296号及び同第528号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書1ないし本件請求文書5の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、4号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分1ないし原処分7を、本件請求文書6の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とする原処分8を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分1、原処分3、原処分5及び原処分7について、文書の追加特定を求め、原処分1ないし原処分7について、不開示部分の開示を求め、原処分8について、本件請求文書6の不開示決定の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件請求文書1ないし本件請求文書3及び本件請求文書5に係る本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性並びに本件請求文書6の保

有の有無について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件各開示請求の請求文言にいう「国家安全保障戦略等の改定」とは、令和3年10月19日に行われた岸田内閣総理大臣の記者会見において、「既に国家安全保障戦略等の改定を指示しており、いわゆる敵基地攻撃能力の保有も含め、あらゆる選択肢を検討するよう、本日、改めて確認しました」と発言したことを指していることから、本件各開示請求は、同発言により検討された「新たな国家安全保障戦略等の策定」に関する文書等の開示を求めているものと解した。

イ 本件請求文書1に係る文書の特定について

本件開示請求文言にいう「閣安保第341号」とは、特定年月日に受理された審査請求人による特定開示請求（以下「別件開示請求」という。）に対する処分庁の先行開示決定である。

本件開示請求は、別件開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び別件開示請求受付日の翌日（令和4年6月15日）から本件開示請求の受付日（同年8月26日）までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、これに該当する文書として、別紙の2に掲げる文書（以下「先行開示文書」という。）並びに別紙の3に掲げる文書1ないし文書4、文書18ないし文書191、文書267ないし文書275、文書286ないし文書294、文書305ないし文書313、文書330ないし文書567、文書570ないし文書573、文書663、文書664、文書804ないし文書813及び文書821を特定し、先行開示文書につき先行開示決定を行い、残りの行政文書につき原処分1を行った。

ウ 本件請求文書2に係る文書の特定について

本件開示請求文言にいう「閣安保第434号」とは、本件請求文書1の開示請求に対する処分庁の先行開示決定である。

本件開示請求は、本件請求文書1の開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書1の開示請求受付日の翌日（令和4年8月27日）から本件開示請求の受付日（同年11月8日）までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、これに該当する文書として、文書1ないし文書12、文書18ないし文書226、文書267ないし文書279、文書286ないし文書298、文書305ないし文書317、文書330ないし文書598、文書663ないし文書681、文書710ないし文書723、文書804ないし文書816及び文書821を特定し、文書1ないし文書4及び文書80

4 ないし文書 808 につき先行開示決定（原処分 2）を行い、残りの行政文書につき原処分 3 を行った。

エ 本件請求文書 3 に係る文書の特定について

（ア）本件開示請求文言にいう「閣安保第 16 号」とは、本件請求文書 2 の開示請求に対する処分庁の先行開示決定である。

本件開示請求は、本件請求文書 2 の開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書 2 の開示請求受付日の翌日（令和 4 年 1 月 9 日）から本件開示請求の受付日（令和 5 年 1 月 20 日）までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、これに該当する文書として、文書 5 ないし文書 16、文書 18 ないし文書 249、文書 267 ないし文書 773、文書 775、文書 777、文書 778、文書 781 ないし文書 783、文書 785 ないし文書 799 及び文書 809 ないし文書 821 を特定し、文書 5、文書 18 ないし文書 24、文書 267、文書 268、文書 286、文書 287、文書 305、文書 306、文書 809、文書 810 及び文書 821 につき先行開示決定（原処分 4）を行い、残りの行政文書につき原処分 5 を行った。

（イ）本件審査請求を受け、諮問庁において再度探索を行ったところ、本件請求文書 3 に該当する文書として追加特定文書についても、開示請求の対象として特定すべき文書として確認されたため、追加して特定し、開示決定等を行うこととする。

オ 本件請求文書 5 に係る文書の特定について

本件開示請求文言にいう「閣安保第 262 号」とは、本件請求文書 4 の開示請求に対する処分庁の先行開示決定である。

本件開示請求は、本件請求文書 4 の開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書 4 の開示請求受付日の翌日（令和 5 年 4 月 11 日）から本件開示請求の受付日（同年 6 月 19 日）までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、これに該当する文書として、文書 7 ないし文書 17、文書 25 ないし文書 266、文書 269 ないし文書 285、文書 288 ないし文書 304、文書 307 ないし文書 803 及び文書 811 ないし文書 820 を特定し、文書 7 につき先行開示決定を行い、残りの行政文書につき原処分 7 を行った。

カ なお、追加特定文書を本件請求文書 3 に該当する文書として追加して特定することに伴い、念のため、関係部署において改めて探索を行ったが、先行開示文書、本件対象文書及び追加特定文書の外に本件請求文書 1 ないし本件請求文書 3 及び本件請求文書 5 に該当する文書は確認できなかった。

- (2) 当審査会事務局職員をして、「新たな国家安全保障戦略等の策定」に係る国家安全保障会議及び意見交換会について、首相官邸のウェブサイトを確認させたところ、本件各開示請求時点における国家安全保障会議については、令和3年11月26日、同年12月28日、令和4年1月28日、同年4月8日、同月25日、同年6月2日、同月14日、同年7月25日、同年8月24日、同月30日、同年9月2日、同年10月13日、同月31日、同年11月10日、同月24日、同年12月5日、同月7日、同月14日及び同月16日に開催され、意見交換会については、令和4年1月26日（第1回）、同年2月2日（第2回）、同月7日（第3回）、同月16日（第4回）、同月28日（第5回）、同年3月7日（第6回）、同月28日（第7回）、同年4月4日（第8回）、同月25日（第9回）、同年5月16日（第10回）、同月30日（第11回）、同年6月20日（第12回）、同年7月6日（第13回）、同月11日（第14回）、同月19日（第15回）、同月22日（第16回）及び同月25日（第17回）に開催されたものと認められる。
- (3) 当審査会において、追加特定文書を確認したところ、本件請求文書3に該当する文書と認められる。

上記(1)カの探索状況を踏まえると、先行開示文書、本件対象文書及び追加特定文書の外に本件請求文書1ないし本件請求文書3及び本件請求文書5に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書1ないし本件請求文書3及び本件請求文書5に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、国家安全保障局において、先行開示文書、本件対象文書及び追加特定文書の外に本件請求文書1ないし本件請求文書3及び本件請求文書5の開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

したがって、本件請求文書1、本件請求文書2及び本件請求文書5につき、本件対象文書を特定したこと並びに本件請求文書3につき、追加特定文書を追加して特定し、開示決定等すべきとしていることは、妥当である。

3 本件請求文書6の保有の有無について

- (1) 標記について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求文言にいう「閣安保第559号」とは、本件請求文書5の開示請求に対する処分庁の後行開示決定である。

本件開示請求は、本件請求文書5の開示請求受付日の翌日である令和5年6月20日から本件請求文書6の開示請求受付日である同年12月26日までにつづられた文書の開示を求めているものと解

した。

イ 上記第3の2(2)のとおり、本件請求文書6に該当する文書は作成又は取得しておらず、保有もしていない。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、関係部署において、改めて執務室内の書庫、書架及びパソコン上のファイル等の探索を改めて行ったが、本件請求文書6に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 上記(1)ア及びイの諮問庁の説明は不自然・不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記(1)ウの探索の範囲等も不十分であるとはいえず、更に審査請求人において本件請求文書6に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等もないことからすると、国家安全保障局において、本件請求文書6を保有しているとは認められない。

4 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表1の番号1に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、政府関係者の非公表の直通電話番号、携帯電話番号、内線番号及びメールアドレス等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表1の番号2に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家安全保障局職員の職員番号(ID)が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該職員IDについては、当該部署に配置された者のみに与えられるものである。

当該職員IDを公にした場合、国家安全保障局が保有する端末やサーバーへのログインを容易ならしめるおそれがあり、いたずらや偽計等による業務妨害や不正アクセスを助長することにもなりかねず、国家安全保障局の業務の遂行に支障が生じるおそれがあることから、不開示とした。

イ 当該不開示部分は、これ公にすることにより、いたずらや偽計等を使用されるとともに、不正アクセスを助長するおそれがあり、国家安全保障局職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足り

る事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表1の番号3に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、質問議員の質問の趣旨や理由など公表されていない議員の活動に関する情報が記載されていると認められる。

ア 当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明した。

当該不開示部分は、質問議員とのやり取りや議員事務所から公開を前提とせず入手した内容であり、これを一方的に公にすると、質問議員との信頼関係が損なわれ、国会質問対応等に必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

イ 当該不開示部分は、これを公にすることにより、質問議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表1の番号4に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家安全保障会議の開催場所が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する重要事項を審議する会議の今後の開催場所が推察され、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、国家安全保障会議の開催に支障を来し、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表1の番号5に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、官邸等の政府庁舎の執務区画に関する情報が具体的に記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、官邸等の政府庁舎内において我が国の安全保障に関する重要事項等を検討する会議室等の執務室の構成や配置を推察することが可能となり、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表 1 の番号 6 に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、当該文書の取扱区分等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、国家安全保障会議の各回の議事内容の秘匿度等が明らかとなり、同会議の議題や日程等の公開された情報と照合することによって、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されるなど、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 別表 1 の番号 7 に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、公にしていない政府内の連絡手段に関する情報が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分は、公にしていない国家安全保障局における連絡手段の取扱いや設置場所に関する情報であり、これを公にすれば、政府内の連絡手段が推察され、敵対する勢力による妨害や対抗措置を容易ならしめ、政府関係者間の連絡が途絶されるおそれがあることから不開示とした。

イ 当該不開示部分を公にすることにより、政府内の緊急事態に対する連絡手段が明らかとなり、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめ、政府関係者の連絡が途絶されるなどのおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該不開示部分は、これを公にすることにより、政府内の業務に支障が生じ、ひいては、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、同条 6 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(8) 別表 1 の番号 8 に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家安全保障会議における具体的な議事内容がそれぞれ記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれ及び他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、同条 5 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(9) 別表 1 の番号 9 に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換会における有識者の発言内容の詳細が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

本件意見交換会は、新たな国家安全保障戦略等の策定に向け、有識者から知見を伺うために非公開を前提として行われたものであり、検討内容の詳細、出席した有識者の発言内容及び有識者が作成・配布した資料等については対外公表をしていない。

当該不開示部分は、新たな国家安全保障戦略等の策定に関わる具体的な検討内容及び有識者の見解に関する情報であり、これを公にすれば、国家安全保障上の関心事項等が推察され、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがあり、また検討の経緯や未成熟な検討内容が明らかとなることで、今後の同種の意見交換会等において参加する有識者が率直な意見をちゅうちょし、自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあることから不開示とした。

イ 当審査会事務局職員をして首相官邸ウェブサイトを確認させたところ、当該意見交換会は、新たな国家安全保障戦略等の策定に資するため、有識者の忌たんのない意見を求めることを目的に非公開で開催され、その議事要旨は、発言者名を付さない議事概要が掲載されていることが認められる。

意見交換会の開催趣旨、運営方法及び有識者が作成した資料を用いて発言していることを踏まえれば、当該不開示部分のうち、別表2の番号1に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、特定の有識者の具体的な発言内容や検討段階の未成熟な情報等が明らかとなり、将来の同種の意見交換会等に参加する有識者が率直な意見をちゅうちょし、自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

よって、当該不開示部分は、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ しかしながら、別表2の番号1に掲げる部分については、原処分において既に開示されている部分から容易に推測できる内容が記載されていることから、当該部分を公にしたとしても、国家安全保障上の関心事項等が推察され、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがあるとは認められ

ない。また、参加する有識者の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないことから、当該不開示部分は法5条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(10) 別表1の番号10に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、意見交換会に出席した特定の有識者に関する情報（氏名、肩書、生年、現住所、電話番号、メールアドレス、謝金振込口座、車両情報、学歴及び職歴等）、有識者の随行者に関する情報（氏名、肩書及び携帯電話番号）及び国家安全保障局の職員の氏名が記載されていることが認められる。

ア 特定の有識者の氏名及び肩書について

当該不開示部分には、有識者の氏名及び肩書が記載されている。

(ア) 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該有識者は、意見交換への参加を対外的に公にしないとしており、今後も公表する予定はない。当該不開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

(イ) 当該有識者会議は、内閣官房ウェブサイトにおいて、開催状況及び出席者等の情報が掲載されていることから、当審査会事務局職員をして、当該情報を確認させたところ、不開示とした有識者の情報については記載されていないことが認められる。

(ウ) 当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 特定の有識者に関する情報（氏名及び肩書を除く。）について

当該不開示部分のうち、別表2の番号2に掲げる部分を除く部分については、いずれも法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、同号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別表2の番号2に掲げる部分については、当審査会事務局職員をして確認させたところ、当該特定有識者が所属する研究所等のウェブサイト上に同旨の情報が掲載されていると認められ

ることから、当該部分は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、法5条1号ただし書イに該当し、同号に該当しないため、開示すべきである。

ウ 特定有識者の随行者に関する情報について

当該不開示部分には、特定有識者の随行者の氏名、肩書及び携帯電話番号が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該情報については、諮問庁において、公表した事実はなく、将来的に公表する予定もないとのことであることから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、同号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であるから、部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分については、法5条1号の不開示情報に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

エ 国家安全保障局の職員の氏名について

当該不開示部分には、国家安全保障局の職員の氏名が記載されている。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、記載された職員は、補助的業務に従事する非常勤職員であるため、氏名を不開示としたとのことである。

この点について、当審査会において諮問庁から提供を受けた職員の配置に係る資料を確認したところ、当該部分に氏名が記載された職員は、いずれも補助的業務に従事する非常勤職員であると認められる。

そうすると、補助的業務に従事する非常勤職員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日、情報公開に関する連絡会議申合せ。）の下での氏名の公表対象から除外されており、一般に公表されていない情報であるため、当

該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(11) 別表1の番号11に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、有識者の氏名及び欠席理由が記載されている。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該有識者の氏名及び欠席理由については、特定の個人を識別する情報であり、公にしていないことから、不開示とした。

イ 当該不開示部分は、特定の個人の氏名と当該個人に係る情報が記載され、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当該有識者は、新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者会議の構成員であると認められるところ、当該会議を欠席した有識者の氏名及び欠席理由については公にしていない旨の諮問庁の説明について、これを覆すに足りる事情は認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

法6条2項による部分開示の検討を行うと、氏名については、個人識別部分であることから、同項による部分開示の余地はなく、その余の部分は、これを公にすると、関係者等一定の者には当該個人を特定することが可能となり、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(12) 別表1の番号12に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、特定の政党事務所の担当者氏名が記載されている。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示とした

ことは妥当である。

(13) 別表1の番号13に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、特定政党又は議員事務所の電話番号、内線番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されている。

当審査会事務局職員をしてウェブサイトを確認させたところ、別表2の番号3に掲げる部分を除く部分については、一般に公開されていない情報であると認められる。

そうすると、当該部分のうち、別表2の番号3に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

他方、別表2の番号3に掲げる部分は、特定政党の代表番号であり、ウェブサイトで公表されており、当該番号を公にしても、特定政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該番号は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

(14) 別表1の番号14に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、内閣情報調査室職員の氏名が記載されている。

ア 当該不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

内閣情報調査室は、内閣官房組織令4条に基づき、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務等をつかさどる組織であり、同室の課長相当職未満の職員の氏名については、慣行として公表していない。

当該職員の氏名を公にすることにより、当該職員が特定され、当該職員本人やその家族に危険が及び、また情報を得ようとする者から当該職員に不当な働き掛けが行われるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから不開示とした。

イ 内閣情報調査室職員の職務の特殊性に鑑みれば、当該部分を公にすると、当該職員が特定され、当該職員本人やその家族に危険が及び、その職務に支障を及ぼすおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は特段不自然、不合理とはいえず、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、内閣情報調査室の職務に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由が

あると認められることから、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(15) 別表1の番号15に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、公にされていない警察庁の職員の氏名が記載されている。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

警察庁においては、警部及び同相当職以下の職にある職員の氏名は慣行として公とされていない。当該部分に記載されている職員は、いずれも警部及び同相当職以下の職にあるため、公表慣行がない。

また、当該部分に記載されている職員は、これまでに様々な警察業務に従事した経験を有し、今後も様々な警察業務に従事する可能性があることから、その職員の氏名が公になると、これを手掛かりとして、反社会勢力等が何らかの有益な情報を得ようとする、又は都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害する目的で職員に接近又は職員を懐柔しようとするのが考えられるほか、当該職員やその家族への攻撃等も予想される。

よって、警察業務に支障が生じるおそれや個人の権利利益が侵害されるおそれがあるため、当該警察職員の氏名を不開示とした。

イ 警察業務の特殊性に鑑みれば、公表慣行がない警部及び同相当職以下の職にある警察庁の職員の氏名を公にすることにより、警察活動に対する妨害、当該職員本人及び家族に対する攻撃等が予想されるなどの上記アの諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえず、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(16) 別表1の番号16に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画に関する政府部内における検討段階の情報が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は、我が国の国家安全保障戦略等に関する政府部内における検討段階の情報が記載されており、これを公にすることにより、我が国の国家安全保障戦略等に関して、安全保障上の関心事項や課題等

が推察され、我が国と敵対する勢力等がこれを把握することで妨害行為や対抗措置を容易ならしめ、ひいては国の安全が害されるおそれがある。また、仮に当該部分が開示されることとなれば、特定の政策課題に関する政府全体の検討経過等が網羅的に明らかとなり、ひいては今後の国家安全保障に関する政府の業務の遂行に支障を生じるおそれがあることから不開示とした。

イ 当審査会において当該不開示部分を見分したところ、国家安全保障戦略等に関する政府内における具体的な協議・検討内容が記載されていることが認められる。

我が国の国家安全保障の重要性に鑑みると、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の情報関心や情報収集能力等が推察され、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、同条5号及び6号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

(17) 別表1の番号17に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画に関する骨子及び案文並びに関係省庁の意見等が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分は、国家安全保障局において作成した国家安全保障戦略等に関する骨子及び案文並びに関係省庁の意見等が記載されており、その内容は、協議中の段階のものであり、確定したものではない。したがって、そのような性質からすると、これを公にすれば、関係省庁間において検討中の未成熟な検討内容が明らかになり、今後の同種の文書の策定作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該部分を公にすると、関係省庁間において検討していた未成熟な検討内容が明らかになり、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとする旨の上記アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、当該部分は、法5条5号に該当し、同条3号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(18) 別表1の番号18に掲げる不開示部分について

当該文書には、他国に係る情勢判断及び防衛構想に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の情勢判断及び防衛構想が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(19) 別表1の番号19に掲げる不開示部分について

当該各文書は、新たな国家安全保障戦略等の策定のために作成された文書であり、政府部内の検討の経緯及び協議内容等の詳細が記載されていることが認められる。

ア 当該各文書を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該各文書は、新たな国家安全保障戦略等の策定のための政府内の検討及び協議に関連する公にすることを前提としない文書であり、戦略の策定に向けた検討の経緯、協議内容及びそれらの内容の推認を可能とする情報が記載されている。

これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上の不利益を被るおそれがあるとともに、政府内の検討の経緯や未成熟な検討内容が明らかとなり、今後の同種の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれがあるため不開示とした。

イ 当該各文書は、国の機関の内部における検討及び協議に関連する文書であって、これを公にすることにより、新たな国家安全保障等の検討の経緯等や未成熟な検討内容が明らかとなり、将来の同種の検討作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなどの上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該各文書は、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

(20) 別表1の番号20に掲げる不開示部分について

当該各文書は、国家安全保障会議における席上回収資料であると認められる。

当該各文書は、当該国家安全保障会議の議事内容と密接に関連した資料と認められるので、同議事内容とあいまって、これを公にすることに

より、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、その全体が法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

(21) 別表1の番号21に掲げる不開示部分について

当該文書は、国家安全保障会議の幹事会における席上回収資料であり、これらの会議における具体的な検討、協議の内容について推認が可能となる情報等が記載されていることが認められる。

当該文書は、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、これを公にすることにより、今後同種の検討作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来す等、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、その全体が法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書1ないし本件請求文書5の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、4号、5号及び6号に該当するとして不開示とし、本件請求文書6につき、これを保有していないとして不開示とした各決定について、諮問庁が本件請求文書3につき、追加特定文書を追加して特定し、開示決定等すべきとしていることについては、国家安全保障局において、先行開示文書、本件対象文書及び追加特定文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件請求文書1、本件請求文書2及び本件請求文書5につき、本件対象文書を特定したこと並びに本件請求文書3につき、追加特定文書を追加して特定し、開示決定等すべきとしていることは妥当であり、国家安全保障局において本件請求文書6を保有しているとは認められないので、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であり、本件対象文書につき不開示とされた部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ、3号、4号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条1号、2号イ、3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

- (1) 本件請求文書 1 「国家安全保障戦略等の改定」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち閣安保第 3 4 1 号で「残りの部分」とされた全て、及び当該決定の後に綴られた文書の全て。
- (2) 本件請求文書 2 「国家安全保障戦略等の改定」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち閣安保第 4 3 4 号で「残りの部分」とされた全て、及び当該決定の後に綴られた文書の全て。
- (3) 本件請求文書 3 「国家安全保障戦略等の改定」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち閣安保第 1 6 号で「残りの部分」とされた全て、及び当該決定の後に綴られた文書の全て。
- (4) 本件請求文書 4 「国家安全保障戦略等の改定」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち閣安保第 1 4 5 号で「残りの部分」とされた全て、及び当該決定の後に綴られた文書の全て。
- (5) 本件請求文書 5 「国家安全保障戦略等の改定」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち閣安保第 2 6 2 号で「残りの部分」とされた全て、及び当該決定の後に綴られた文書の全て。
- (6) 本件請求文書 6 「国家安全保障戦略等の改定」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち閣安保第 5 5 9 号で特定された後に綴られた文書の全て。

2 先行開示文書

官房長官会見発言要領（令和 4 年 8 月 1 2 日）

3 本件対象文書

- 文書 1 内閣官房長官会見発言要領（令和 3 年 1 0 月 1 7 日）
- 文書 2 内閣官房長官会見発言要領（令和 3 年 1 1 月 8 日）
- 文書 3 内閣官房長官会見発言要領（令和 3 年 1 2 月 2 日）
- 文書 4 内閣官房長官会見発言要領（令和 3 年 1 2 月 2 0 日）
- 文書 5 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 9 月 2 日）
- 文書 6 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 0 月 4 日）
- 文書 7 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 0 月 7 日）（時事）
- 文書 8 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 0 月 7 日）（朝日）

文書 9 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 0 月 1 8 日）
 文書 1 0 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 0 月 2 1 日）
 文書 1 1 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 0 月 2 3 日）
 文書 1 2 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 1 月 1 日）
 文書 1 3 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 1 月 2 1 日）
 文書 1 4 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 1 月 2 8 日）
 文書 1 5 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 2 月 8 日）
 文書 1 6 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 2 月 9 日）
 文書 1 7 内閣官房長官会見発言要領（令和 5 年 1 月 2 0 日）
 文書 1 8 国会答弁資料（令和 3 年 1 2 月 1 0 日）参・本会議 野上浩太郎議員 対総理問 1 6
 文書 1 9 国会答弁資料（令和 3 年 1 2 月 1 0 日）参・本会議 小林正夫議員 対総理問 1 1
 文書 2 0 国会答弁資料（令和 3 年 1 2 月 1 4 日）衆・予算委 逢坂誠二議員 対総理問 7
 文書 2 1 国会答弁資料（令和 3 年 1 2 月 1 5 日）衆・予算委 前原誠司議員 対総理想定問 5
 文書 2 2 国会答弁資料（令和 3 年 1 2 月 1 7 日）参・予算委 山本香苗議員 対総理問 6
 文書 2 3 国会答弁資料（令和 3 年 1 2 月 1 7 日）参・予算委 山本香苗議員 対官房長官問 2
 文書 2 4 国会答弁資料（令和 3 年 1 2 月 1 7 日）参・予算委 山本香苗議員 対大臣問 2
 文書 2 5 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 1 9 日）衆・本会議 泉健太議員 対総理問 2 1
 文書 2 6 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 1 9 日）衆・本会議 梶山弘志議員 対総理問 3
 文書 2 7 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 1 日）参・本会議 宇都隆史議員 対総理問 1 4
 文書 2 8 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 1 日）参・本会議 宇都隆史議員 対大臣問 1
 文書 2 9 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 4 日）衆・予算委 宮澤博行議員 対総理問 2
 文書 3 0 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 4 日）衆・予算委 宮澤博行議員 対総理問 3
 文書 3 1 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 4 日）衆・予算委 泉健太議員 対総理想定問 2 0
 文書 3 2 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 5 日）衆・予算委 前原誠司議員

員 対総理想定問 1 7
 文書 3 3 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 5 日）衆・予算委 前原誠司議員 対総理想定問 1 8
 文書 3 4 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 6 日）衆・予算委 穀田恵二議員 対総理問 1
 文書 3 5 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 6 日）衆・予算委 穀田恵二議員 対総理問 2
 文書 3 6 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 6 日）衆・予算委 中谷真一議員 対総理問 4
 文書 3 7 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 8 日）衆・予算委 重徳和彦議員 対大臣問 3
 文書 3 8 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 3 1 日）衆・予算委 城井崇議員 対総理問 1
 文書 3 9 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 3 1 日）衆・予算委 城井崇議員 対大臣問 1
 文書 4 0 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 3 1 日）衆・予算委 城井崇議員 対大臣想定問 2
 文書 4 1 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 7 日）衆・予算委 後藤祐一議員 対総理想定問 4
 文書 4 2 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 7 日）衆・予算委 後藤祐一議員 対大臣想定問 2
 文書 4 3 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 7 日）衆・予算委 後藤祐一議員 対総理想定問 5
 文書 4 4 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 9 日）衆・内閣委 浅野哲議員 対大臣問 1
 文書 4 5 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 6 日）衆・予算委 小山展弘議員 対大臣問 1
 文書 4 6 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 7 日）衆・予算委第 1 分科会 末松義規議員 対大臣問 2
 文書 4 7 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 7 日）衆・予算委第 1 分科会 末松義規議員 対大臣問 3
 文書 4 8 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 7 日）衆・予算委第 1 分科会 末松義規議員 対大臣問 5
 文書 4 9 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 8 日）衆・予算委 岩屋毅議員 対総理問 6
 文書 5 0 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 8 日）衆・予算委 玄葉光一郎議員 対総理問 4
 文書 5 1 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 4 日）参・予算委 小西洋之議員

- 員 対総理問 7
- 文書 5 2 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 8 日）参・予算委 佐藤正久議員 対総理問 8
- 文書 5 3 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 8 日）参・予算委 佐藤正久議員 対官房長官問 4
- 文書 5 4 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 8 日）参・予算委 田島麻衣子議員 対総理問 6
- 文書 5 5 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 8 日）参・予算委 田島麻衣子議員 対大臣問 2
- 文書 5 6 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 8 日）参・予算委 鈴木宗男議員 対総理問 9
- 文書 5 7 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 日）参・予算委 小西洋之議員 対大臣問 1
- 文書 5 8 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 日）参・予算委 小西洋之議員 対大臣問 2
- 文書 5 9 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 日）参・予算委 山添拓議員 対総理問 5
- 文書 6 0 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 日）参・予算委 山添拓議員 対政府参考人問 5
- 文書 6 1 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 日）参・予算委 山添拓議員 対大臣問 1
- 文書 6 2 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 日）参・予算委 石井苗子議員 対総理問 6
- 文書 6 3 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 日）参・予算委 佐藤啓議員 対官房長官問 1
- 文書 6 4 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）衆・本会議 美延映夫議員 対官房長官問 4
- 文書 6 5 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・内閣委 柴田巧議員 対官房長官問 2
- 文書 6 6 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・内閣委 柴田巧議員 対政府参考人問 2
- 文書 6 7 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・内閣委 磯崎哲史議員 対大臣問 1
- 文書 6 8 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・外防委 音喜多駿議員 対大臣問 1
- 文書 6 9 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・外防委 音喜多駿議員 対大臣問 2
- 文書 7 0 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・外防委 高橋光男議員

対政府参考人問 6

- 文書 7 1 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・予算委 小西洋之議員
対大臣問 2
- 文書 7 2 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・予算委 小西洋之議員
対大臣問 3
- 文書 7 3 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・外防委 武見敬三議員
対大臣問 2
- 文書 7 4 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 9 日）参・予算委 小沼巧議員
対大臣問 1
- 文書 7 5 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 9 日）衆・財金委 赤木正幸議員
対政府参考人問
- 文書 7 6 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 10 日）参・予算委 松川るい議
員 対大臣問 1
- 文書 7 7 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 10 日）参・予算委 松川るい議
員 対大臣問 4
- 文書 7 8 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 10 日）参・予算委 松川るい議
員 対大臣問 5
- 文書 7 9 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 10 日）衆・安保委 國場幸之助
議員 対大臣問 1
- 文書 8 0 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 11 日）衆・外務委 穀田恵二議
員 対副大臣問 1
- 文書 8 1 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 11 日）衆・外務委 穀田恵二議
員 対副大臣問 2
- 文書 8 2 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 14 日）参・予算委 青山繁晴議
員 対総理問 1
- 文書 8 3 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 14 日）参・予算委 青山繁晴議
員 対政府参考人問
- 文書 8 4 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 14 日）参・予算委 青山繁晴議
員 対政府参考人問 1
- 文書 8 5 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 15 日）参・財金委 浜田聡議員
対政府参考人問 4－1
- 文書 8 6 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 15 日）参・財金委 浜田聡議員
対政府参考人問 4－3
- 文書 8 7 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 15 日）衆・安保委 美延映夫議
員 対政府参考人問
- 文書 8 8 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 15 日）衆・安保委 玄葉光一郎
議員 対大臣想定問 8
- 文書 8 9 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 15 日）衆・安保委 玄葉光一郎

議員 対大臣想定問 9

文書 9 0 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 5 日）衆・安保委 玄葉光一郎
議員 対大臣想定問 1 0

文書 9 1 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 5 日）衆・安保委 徳永久志議
員 対大臣問 1 0

文書 9 2 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 5 日）衆・安保委 徳永久志議
員 対政務官・政府参考人問 4

文書 9 3 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 6 日）参・外防委 音喜多駿議
員 対大臣問 1

文書 9 4 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 6 日）参・外防委 音喜多駿議
員 対大臣問 5

文書 9 5 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 7 日）衆・本会議 青柳仁士議
員 対総理問 1

文書 9 6 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 8 日）参・本会議 音喜多駿議
員 対大臣問 3

文書 9 7 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 8 日）参・予算委 田島麻衣子
議員 対大臣問 2

文書 9 8 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 伊波洋一議
員 対大臣問 8

文書 9 9 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 伊波洋一議
員 対大臣問 1 2

文書 1 0 0 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 伊波洋一
議員 対政府参考人問 2

文書 1 0 1 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 音喜多駿
議員 対政府参考人問 1

文書 1 0 2 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 音喜多駿
議員 対政府参考人問 2

文書 1 0 3 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 音喜多駿
議員 対政府参考人問 3

文書 1 0 4 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 田島麻衣
子議員 対副長官問

文書 1 0 5 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 田島麻衣
子議員 対大臣問 1 1

文書 1 0 6 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 田島麻衣
子議員 対大臣問 1 2

文書 1 0 7 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 9 日）参・内閣委 古賀友一
郎議員 対副長官問 1

文書 1 0 8 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 9 日）参・内閣委 古賀友一

郎議員 対政府参考人問 1

文書 1 0 9 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 3 1 日）参・外防委 音喜多駿
議員 対政府参考人問 1

文書 1 1 0 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 3 1 日）参・外防委 音喜多駿
議員 対政府参考人問 2

文書 1 1 1 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 3 1 日）参・外防委 音喜多駿
議員 対政府参考人問 3

文書 1 1 2 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 3 1 日）衆・本会議 藤田文武
議員 対総理問 1・2

文書 1 1 3 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 6 日）衆・内閣委 塩川鉄也議
員 対総理問 1

文書 1 1 4 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 8 日）衆・拉致特委 笠井亮議
員 対官房長官問 2

文書 1 1 5 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 2 日）参・外防委 井上哲士
議員 対副長官問 1

文書 1 1 6 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 2 日）参・外防委 井上哲士
議員 対副長官問 2

文書 1 1 7 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 2 日）参・外防委 井上哲士
議員 対大臣問 1

文書 1 1 8 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 2 日）参・外防委 井上哲士
議員 対大臣問 2

文書 1 1 9 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 2 日）衆・本会議 藤巻健太
議員 対総理問 9

文書 1 2 0 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 3 日）参・本会議 宇都隆史
議員 対総理問 2

文書 1 2 1 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 3 日）参・本会議 宇都隆史
議員 対小林大臣問 2

文書 1 2 2 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 3 日）参・本会議 柴田巧議
員 対総理問 2

文書 1 2 3 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 3 日）衆・外務委 岡田克也
議員 対大臣・政府参考人問 6

文書 1 2 4 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 5 日）参・本会議 小野田紀
美議員 対総理問 1

文書 1 2 5 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 5 日）参・本会議 大塚耕平
議員 対総理問 6

文書 1 2 6 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 1 日）衆・沖北特委 伊東良
孝議員 対政務官問

文書 1 2 7 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 篠原豪議

	員 対大臣・政府参考人問 6	
文書 1 2 8	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 員 対大臣問 6	篠原豪議
文書 1 2 9	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 員 対大臣問 7	篠原豪議
文書 1 3 0	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 員 対大臣問 6	太栄志議
文書 1 3 1	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 員 対大臣問 8	太栄志議
文書 1 3 2	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 議員 対大臣問 8	堀井健智
文書 1 3 3	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 議員 対大臣問 9	堀井健智
文書 1 3 4	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 7 日）衆・外務委 議員 対副大臣問 1	穀田恵二
文書 1 3 5	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 7 日）衆・外務委 議員 対副大臣問 2	穀田恵二
文書 1 3 6	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 7 日）衆・外務委 議員 対副大臣問 3	穀田恵二
文書 1 3 7	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 7 日）衆・外務委 議員 対副大臣問 4	穀田恵二
文書 1 3 8	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 7 日）衆・外務委 議員 対大臣・政府参考人問 4	青柳仁士
文書 1 3 9	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 8 日）参・外防委 議員 対大臣問 2	井上哲士
文書 1 4 0	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 8 日）参・外防委 議員 対大臣問 2	上田清司
文書 1 4 1	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 8 日）参・内閣委 議員 対総理問 1	浜田昌良
文書 1 4 2	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 1 7 日）参・外防委 議員 対副長官問 1	佐藤正久
文書 1 4 3	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 1 7 日）参・外防委 議員 対政府参考人問 1	佐藤正久
文書 1 4 4	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 1 7 日）参・外防委 議員 対副大臣問 2	佐藤正久
文書 1 4 5	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 1 7 日）参・外防委 議員 対大臣問 3	小西洋之
文書 1 4 6	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 5 日）参・本会議	田村智子

議員 対総理問 3		
文書 1 4 7	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 5 日）参・本会議	白眞勲議員 対総理問 5
文書 1 4 8	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 5 日）衆・本会議	金村龍那議員 対総理問 1
文書 1 4 9	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 5 日）衆・本会議	金村龍那議員 対総理問 2
文書 1 5 0	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 5 日）衆・本会議	重徳和彦議員 対総理問 2
文書 1 5 1	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委	小野寺五典議員 対総理問 2
文書 1 5 2	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委	小野寺五典議員 対総理問 3
文書 1 5 3	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委	小野寺五典議員 対官房長官問 1
文書 1 5 4	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委	小野寺五典議員 対大臣問 4
文書 1 5 5	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委	小野寺五典議員 対政府参考人問 1
文書 1 5 6	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委	泉健太議員 対総理想定問 1 0
文書 1 5 7	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委	泉健太議員 対大臣想定問 1
文書 1 5 8	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	宮本徹議員 対総理問 7
文書 1 5 9	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	宮本徹議員 対大臣問
文書 1 6 0	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	緒方林太郎議員 対総理問 4
文書 1 6 1	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	緒方林太郎議員 対大臣問 2
文書 1 6 2	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	青柳仁士議員 対総理問 2
文書 1 6 3	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	青柳仁士議員 対大臣問 2
文書 1 6 4	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	大串博志議員 対総理問 4
文書 1 6 5	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	大串博志

議員 対総理問 5
 文書 1 6 6 国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委 大串博志
 議員 対大臣問 1
 文書 1 6 7 国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委 大串博志
 議員 対大臣問 2
 文書 1 6 8 国会答弁資料（令和 4 年 5 月 3 0 日）参・予算委 三浦信祐
 議員 対総理問 4
 文書 1 6 9 国会答弁資料（令和 4 年 5 月 3 0 日）参・予算委 三浦信祐
 議員 対大臣問 1
 文書 1 7 0 国会答弁資料（令和 4 年 5 月 3 0 日）参・予算委 小西洋之
 議員 対総理問 8
 文書 1 7 1 国会答弁資料（令和 4 年 5 月 3 1 日）参・予算委 小池晃議
 員 対総理問 6
 文書 1 7 2 国会答弁資料（令和 4 年 5 月 3 1 日）参・予算委 小池晃議
 員 対総理問 7
 文書 1 7 3 国会答弁資料（令和 4 年 5 月 3 1 日）参・予算委 小池晃議
 員 対大臣問 1
 文書 1 7 4 国会答弁資料（令和 4 年 5 月 3 1 日）参・予算委 小池晃議
 員 対大臣問 6
 文書 1 7 5 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 1 日）衆・予算委 泉健太議員
 対大臣想定問 2
 文書 1 7 6 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 1 日）衆・予算委 泉健太議員
 対大臣想定問 3
 文書 1 7 7 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 2 日）参・外防委 上田清司議
 員 対大臣問 1
 文書 1 7 8 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 2 日）参・外防委 田島麻衣子
 議員 対大臣問 1
 文書 1 7 9 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）参・予算委 白眞勲議員
 対総理問 5
 文書 1 8 0 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）参・予算委 福山哲郎議
 員 対総理問 4
 文書 1 8 1 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）参・予算委 福山哲郎議
 員 対総理問 6
 文書 1 8 2 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）参・予算委 福山哲郎議
 員 対政府参考人問 6
 文書 1 8 3 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）参・予算委 片山さつき
 議員 対総理問 3
 文書 1 8 4 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 岩谷良平議

員 対大臣問 4
 文書 185 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 岩谷良平議員 対大臣問 5
 文書 186 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 玄葉光一郎議員 対大臣想定問 3
 文書 187 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 玄葉光一郎議員 対大臣想定問 5
 文書 188 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 美延映夫議員 対大臣問 5
 文書 189 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 美延映夫議員 対政府参考人問 6
 文書 190 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 13 日）参・決算委 杉尾秀哉議員 対総理想定問 4
 文書 191 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 13 日）参・決算委 杉尾秀哉議員 対総理想定問 5
 文書 192 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 5 日）衆・本会議 上川陽子議員 対総理問 2
 文書 193 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 5 日）衆・本会議 上川陽子議員 対総理問 19
 文書 194 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 5 日）衆・本会議 泉健太議員 対総理問 14
 文書 195 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 6 日）参・本会議 田名部匡代議員 対総理問 7
 文書 196 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 6 日）衆・本会議 石井啓一議員 対総理問 17
 文書 197 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 6 日）衆・本会議 馬場伸幸議員 対総理問 1
 文書 198 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 7 日）参・本会議 小池晃議員 対総理問 14
 文書 199 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 7 日）参・本会議 牧野たかお議員 対総理問 10
 文書 200 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 14 日）衆・予算委 萩生田光一議員 対総理問 3
 文書 201 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 17 日）参・予算委 岡田克也議員 対官房長官問 2
 文書 202 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 17 日）衆・予算委 岡田克也議員 対総理問 4
 文書 203 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 17 日）衆・予算委 岡田克

也議員 対総理問 5

文書 204 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 18 日）衆・予算委 長妻昭
議員 対総理問 7

文書 205 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 19 日）参・予算委 小西洋
之議員 対総理問 16

文書 206 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 20 日）参・予算委 山添拓
議員 対総理問 9

文書 207 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 24 日）衆・予算委 菌浦健
太郎議員 対政府参考人問

文書 208 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 24 日）衆・予算委 菌浦健
太郎議員 対総理問 1

文書 209 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 24 日）衆・予算委 守島正
議員 対政府参考人問

文書 210 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 24 日）衆・予算委 守島正
議員 対総理問 4

文書 211 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 26 日）衆・外務委 青山大
人議員 対政府参考人問 1

文書 212 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 26 日）衆・外務委 青山大
人議員 対政府参考人問 2

文書 213 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 28 日）衆・内閣委 太英志
議員 対官房長官問 1

文書 214 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 28 日）衆・内閣委 太英志
議員 対政府参考人問 1

文書 215 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 28 日）衆・内閣委 平将明
議員 対政府参考人問 1

文書 216 国会答弁資料（令和 4 年 11 月 1 日）参・内閣委 柴田巧議
員 対官房長官問 4

文書 217 国会答弁資料（令和 4 年 11 月 1 日）参・内閣委 柴田巧議
員 対官房長官問 5

文書 218 国会答弁資料（令和 4 年 11 月 1 日）参・内閣委 柴田巧議
員 対政府参考人問 1

文書 219 国会答弁資料（令和 4 年 11 月 1 日）参・内閣委 柴田巧議
員 対政府参考人問 2

文書 220 国会答弁資料（令和 4 年 11 月 4 日）衆・内閣委 太英志議
員 対官房長官問 1

文書 221 国会答弁資料（令和 4 年 11 月 4 日）衆・内閣委 太英志議
員 対官房長官問 3

文書 222 国会答弁資料（令和 4 年 11 月 4 日）衆・内閣委 太英志議

員 対政府参考人問 1
 文書 2 2 3 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 4 日）衆・内閣委 太英志議員 対政府参考人問 2
 文書 2 2 4 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 8 日）参・外防委 伊波洋一議員 対政府参考人問
 文書 2 2 5 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 8 日）参・内閣委 柴田巧議員 対官房長官問 1
 文書 2 2 6 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 8 日）参・内閣委 柴田巧議員 対政府参考人問
 文書 2 2 7 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 1 0 日）参・外防委 山添拓議員 対政府参考人問
 文書 2 2 8 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 1 6 日）衆・内閣委 太栄志議員 対官房長官問 1
 文書 2 2 9 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 1 日）衆・本会議 井上信治委員 対総理問 1
 文書 2 3 0 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 1 日）衆・本会議 高橋千鶴子議員 対総理問 1 0
 文書 2 3 1 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 2 日）参・本会議 音喜多駿議員 対総理問 6
 文書 2 3 2 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 4 日）参・厚労委 東徹議員 対総理問 1
 文書 2 3 3 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 5 日）衆・予算委 若宮健嗣議員 対政府参考人問
 文書 2 3 4 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 5 日）衆・予算委 若宮健嗣議員 対総理問 3
 文書 2 3 5 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 5 日）衆・予算委 赤澤亮正議員 対総理問 2
 文書 2 3 6 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 8 日）衆・予算委 玉木雄一郎議員 対総理 6
 文書 2 3 7 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 8 日）衆・予算委 馬場伸幸議員 対官房長官問
 文書 2 3 8 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 8 日）衆・予算委 馬場伸幸議員 対総理問 1
 文書 2 3 9 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 9 日）衆・予算委 宮本徹議員 対総理問 4
 文書 2 4 0 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 9 日）衆・予算委 青柳仁士議員 対総理問 2
 文書 2 4 1 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 3 0 日）参・予算委 福山哲

郎議員 対官房長官問 1
 文書 2 4 2 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 3 0 日）参・予算委 福山哲
 郎議員 対総理問 1 4
 文書 2 4 3 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 3 0 日）参・予算委 堀井巖
 議員 対総理問 1 0
 文書 2 4 4 国会答弁資料（令和 4 年 1 2 月 1 日）参・予算委 石川博崇
 議員 対官房長官問 1
 文書 2 4 5 国会答弁資料（令和 4 年 1 2 月 1 日）参・予算委 石川博崇
 議員 対総理問 8
 文書 2 4 6 国会答弁資料（令和 4 年 1 2 月 1 日）参・予算委 田村智子
 議員 対総理問 1 2
 文書 2 4 7 国会答弁資料（令和 4 年 1 2 月 2 日）参・予算委 福島みず
 ほ議員 対総理問 2
 文書 2 4 8 国会答弁資料（令和 4 年 1 2 月 6 日）参・外防委 金子道仁
 議員 対官房副長官問 1
 文書 2 4 9 国会答弁資料（令和 4 年 1 2 月 6 日）参・外防委 金子道仁
 議員 対政府参考人問 2
 文書 2 5 0 国会答弁資料（令和 5 年 1 月 2 4 日）参・本会議 吉良よし
 子議員 対総理問 1
 文書 2 5 1 国会答弁資料（令和 5 年 1 月 2 6 日）衆・本会議 志位和夫
 議員 対総理問 7
 文書 2 5 2 国会答弁資料（令和 5 年 1 月 2 6 日）参・本会議 水岡俊一
 議員 対総理問 4
 文書 2 5 3 国会答弁資料（令和 5 年 1 月 2 7 日）参・本会議 小池晃議
 員 対総理問 1 9
 文書 2 5 4 国会答弁資料（令和 5 年 1 月 3 0 日）衆・予算委 岡田克也
 議員 対総理問 1 6
 文書 2 5 5 国会答弁資料（令和 5 年 1 月 3 1 日）衆・予算委 志位和夫
 議員 対総理問 1
 文書 2 5 6 国会答弁資料（令和 5 年 2 月 2 2 日）衆・予算委 泉健太議
 員 対総理想定問 1
 文書 2 5 7 国会答弁資料（令和 5 年 2 月 2 7 日）衆・予算委 長妻昭議
 員 対総理問 5
 文書 2 5 8 国会答弁資料（令和 5 年 3 月 1 日）参・予算委 杉尾秀哉議
 員 対総理想定問 2
 文書 2 5 9 国会答弁資料（令和 5 年 3 月 6 日）参・予算委 山本香苗議
 員 対総理問 4
 文書 2 6 0 国会答弁資料（令和 5 年 3 月 9 日）参・内閣委 水野素子議

- 員 対官房長官問 1
文書 2 6 1 国会答弁資料（令和 5 年 3 月 9 日）参・内閣委 水野素子議員 対官房長官問 2
文書 2 6 2 国会答弁資料（令和 5 年 3 月 9 日）参・内閣委 水野素子議員 対官房長官問 5
文書 2 6 3 国会答弁資料（令和 5 年 4 月 7 日）参・本会議 水野素子議員 対総理問 9
文書 2 6 4 国会答弁資料（令和 5 年 4 月 1 1 日）参・内閣委 水野素子議員 対磯崎副長官問 1
文書 2 6 5 国会答弁資料（令和 5 年 6 月 8 日）参・財金委 堂込麻紀子議員 対総理問 4
文書 2 6 6 国会答弁資料（令和 5 年 6 月 8 日）参・財金委 堂込麻紀子議員 対政府参考人問
文書 2 6 7 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（令和 3 年 1 1 月 2 6 日）
文書 2 6 8 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（令和 3 年 1 2 月 2 8 日）
文書 2 6 9 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（令和 4 年 1 月 2 8 日）
文書 2 7 0 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（令和 4 年 4 月 8 日）
文書 2 7 1 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（令和 4 年 4 月 2 5 日）
文書 2 7 2 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（令和 4 年 6 月 2 日）
文書 2 7 3 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（令和 4 年 6 月 1 4 日）
文書 2 7 4 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（令和 4 年 7 月 2 5 日）
文書 2 7 5 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（令和 4 年 8 月 2 4 日）
文書 2 7 6 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（令和 4 年 8 月 3 0 日）
文書 2 7 7 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（令和 4 年 9 月 2 日）
文書 2 7 8 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（令和 4 年 1 0 月 1 3 日）
文書 2 7 9 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について

- 【四大臣会合】（令和4年10月31日）
- 文書280 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和4年11月10日）
- 文書281 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和4年11月24日）
- 文書282 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和4年12月5日）
- 文書283 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和4年12月7日）
- 文書284 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和4年12月14日）
- 文書285 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【九大臣会合】（令和4年12月16日）
- 文書286 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和3年11月26日）
- 文書287 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和3年12月28日）
- 文書288 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年1月28日）
- 文書289 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年4月8日）
- 文書290 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年4月25日）
- 文書291 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年6月2日）
- 文書292 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年6月14日）
- 文書293 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年7月25日）
- 文書294 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年8月24日）
- 文書295 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年8月30日）
- 文書296 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年9月2日）
- 文書297 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年10月13日）
- 文書298 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年10

- 月 3 1 日)
- 文書 2 9 9 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】(令和 4 年 1 1 月 1 0 日)
- 文書 3 0 0 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】(令和 4 年 1 1 月 2 4 日)
- 文書 3 0 1 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】(令和 4 年 1 2 月 5 日)
- 文書 3 0 2 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】(令和 4 年 1 2 月 7 日)
- 文書 3 0 3 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】(令和 4 年 1 2 月 1 4 日)
- 文書 3 0 4 国家安全保障会議議事の記録【九大臣会合】(令和 4 年 1 2 月 1 6 日)
- 文書 3 0 5 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 3 年 1 1 月 2 6 日)
- 文書 3 0 6 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 3 年 1 2 月 2 8 日)
- 文書 3 0 7 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4 年 1 月 2 8 日)
- 文書 3 0 8 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4 年 4 月 8 日)
- 文書 3 0 9 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4 年 4 月 2 5 日)
- 文書 3 1 0 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4 年 6 月 2 日)
- 文書 3 1 1 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4 年 6 月 1 4 日)
- 文書 3 1 2 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4 年 7 月 2 5 日)
- 文書 3 1 3 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4 年 8 月 2 4 日)
- 文書 3 1 4 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4 年 8 月 3 0 日)
- 文書 3 1 5 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4 年 9 月 2 日)
- 文書 3 1 6 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4 年 1 0 月 1 3 日)
- 文書 3 1 7 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和 4

- 年10月31日)
- 文書318 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和4年11月10日)
- 文書319 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和4年11月24日)
- 文書320 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和4年12月5日)
- 文書321 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和4年12月7日)
- 文書322 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和4年12月14日)
- 文書323 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案(令和4年12月16日)
- 文書324 国家安全保障戦略について(諮問)(令和4年12月16日)
- 文書325 国家安全保障戦略について(答申)(令和4年12月16日)
- 文書326 国家防衛戦略について(諮問)(令和4年12月16日)
- 文書327 国家防衛戦略について(答申)(令和4年12月16日)
- 文書328 防衛力整備計画について(諮問)(令和4年12月16日)
- 文書329 防衛力整備計画について(答申)(令和4年12月16日)
- 文書330 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換 実施前貼り出し
- 文書331 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換 実施前HP公表
- 文書332 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換(第1回)出席に係る経費の支出について
- 文書333 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換(第1回) 議事次第
- 文書334 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換(第1回) 配席図
- 文書335 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換(第1回) 事後対外応答要領
- 文書336 本意見交換に係る情報保全等について
- 文書337 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換(第1回) 資料1
- 文書338 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換(第1回) 資料2
- 文書339 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換(第1回) 議事概要(発言者名なし)

- 文書 3 4 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 3 4 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 回） 貼り出し
- 文書 3 4 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 回） H P 公表
- 文書 3 4 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回）出席に係る経費の支出について
- 文書 3 4 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 議事次第
- 文書 3 4 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 配席図
- 文書 3 4 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 事後対外応答要領
- 文書 3 4 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） V T C 想定問
- 文書 3 4 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 議事進行要領
- 文書 3 4 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 局長冒頭発言案
- 文書 3 5 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 議論の主な視点
- 文書 3 5 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 資料 1
- 文書 3 5 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 資料 2
- 文書 3 5 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 資料 3
- 文書 3 5 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 3 5 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 3 5 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 貼り出し
- 文書 3 5 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） H P 公表
- 文書 3 5 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回）出席に係る経費の支出について

- 文書 3 5 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議事次第
- 文書 3 6 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 配席図
- 文書 3 6 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 事後対外応答要領
- 文書 3 6 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議事進行要領
- 文書 3 6 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 局長冒頭発言案
- 文書 3 6 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議論の主な視点
- 文書 3 6 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 資料 1
- 文書 3 6 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 資料 2
- 文書 3 6 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 資料 3
- 文書 3 6 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 資料 4
- 文書 3 6 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 資料 5
- 文書 3 7 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 3 7 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 3 7 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 貼り出し
- 文書 3 7 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） H P 公表
- 文書 3 7 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回）出席に係る経費の支出について
- 文書 3 7 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議事次第
- 文書 3 7 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 配席図
- 文書 3 7 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 事後対外応答要領

- 文書 3 7 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議事進行要領
- 文書 3 7 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 局長冒頭発言案
- 文書 3 8 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議論の主な視点
- 文書 3 8 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 資料 1
- 文書 3 8 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 資料 2
- 文書 3 8 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 資料 3
- 文書 3 8 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 3 8 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 3 8 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 貼り出し
- 文書 3 8 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） H P 公表
- 文書 3 8 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回）出席に係る経費の支出について
- 文書 3 8 9 「新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換」に関する旅行依頼等について
- 文書 3 9 0 旅費精算請求書
- 文書 3 9 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 議事次第
- 文書 3 9 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 配席図
- 文書 3 9 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 事後対外応答要領
- 文書 3 9 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 議事進行要領
- 文書 3 9 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 局長冒頭発言案
- 文書 3 9 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 議論の主な視点
- 文書 3 9 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第5回） 資料1
- 文書398 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第5回） 資料2
- 文書399 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第5回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書400 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第5回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書401 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第5回） 貼り出し
- 文書402 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第5回） HP公表
- 文書403 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回）出席に係る経費の支出について
- 文書404 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 議事次第
- 文書405 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 配席図
- 文書406 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 事後対外応答要領
- 文書407 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 議事進行要領
- 文書408 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 局長冒頭発言案
- 文書409 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 議論の主な視点
- 文書410 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 資料1
- 文書411 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 資料2
- 文書412 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書413 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書414 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 貼り出し
- 文書415 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） HP公表
- 文書416 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第7回）出席に係る経費の支出について
- 文書4 1 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 議事次第
- 文書4 1 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 配席図
- 文書4 1 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 事後対外応答要領
- 文書4 2 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 議事進行要領
- 文書4 2 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 局長冒頭発言案
- 文書4 2 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 議論の主な視点
- 文書4 2 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 資料1
- 文書4 2 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 資料2
- 文書4 2 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 資料3
- 文書4 2 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 資料4
- 文書4 2 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書4 2 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書4 2 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 貼り出し
- 文書4 3 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） H P 公表
- 文書4 3 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回）出席に係る経費の支出について
- 文書4 3 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 議事次第
- 文書4 3 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 配席図
- 文書4 3 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 事後対外応答要領
- 文書4 3 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第8回） 議事進行要領
- 文書436 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 局長冒頭発言案
- 文書437 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 議論の主な視点
- 文書438 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 資料1
- 文書439 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 資料2
- 文書440 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 資料3
- 文書441 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 資料4
- 文書442 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書443 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書444 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 貼り出し
- 文書445 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） HP公表
- 文書446 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回）出席に係る経費の支出について
- 文書447 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 議事次第
- 文書448 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 配席図
- 文書449 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 事後対外応答要領
- 文書450 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 議事進行要領
- 文書451 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 局長冒頭発言案
- 文書452 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 議論の主な視点
- 文書453 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 資料1
- 文書454 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第9回） 資料2
- 文書455 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 資料3
- 文書456 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 資料4
- 文書457 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 資料5
- 文書458 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書459 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書460 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 貼り出し
- 文書461 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） HP公表
- 文書462 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回）出席に係る経費の支出について
- 文書463 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回） 議事次第
- 文書464 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回） 配席図
- 文書465 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回） 事後対外応答要領
- 文書466 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回） 議事進行要領
- 文書467 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回） 局長冒頭発言案
- 文書468 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回） 議論の主な視点
- 文書469 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回） 資料1
- 文書470 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回） 資料2
- 文書471 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回） 資料3
- 文書472 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第10回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書473 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第１０回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書４７４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１０回） 貼り出し
- 文書４７５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１０回） ＨＰ公表
- 文書４７６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回）出席に係る経費の支出について
- 文書４７７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 議事次第
- 文書４７８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 配席図
- 文書４７９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 事後対外応答要領
- 文書４８０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 議事進行要領
- 文書４８１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 局長冒頭発言案
- 文書４８２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 議論の主な視点
- 文書４８３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 資料１
- 文書４８４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 資料２
- 文書４８５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書４８６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書４８７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 貼り出し
- 文書４８８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） ＨＰ公表
- 文書４８９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回）出席に係る経費の支出について
- 文書４９０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 議事次第
- 文書４９１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 配席図
- 文書４９２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第１２回） 事後対外応答要領
- 文書４９３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 議事進行要領
- 文書４９４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 局長冒頭発言案
- 文書４９５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 議論の主な視点（関心事項）
- 文書４９６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 資料１
- 文書４９７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 資料２
- 文書４９８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書４９９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書５００ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 貼り出し
- 文書５０１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） ＨＰ公表
- 文書５０２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回）出席に係る経費の支出について
- 文書５０３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 議事次第
- 文書５０４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 配席図
- 文書５０５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 事後対外応答要領
- 文書５０６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 議事進行要領
- 文書５０７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 局長冒頭発言案
- 文書５０８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 議論の主な視点（関心事項）
- 文書５０９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 資料１
- 文書５１０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 資料２
- 文書５１１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第１３回） 資料３
- 文書５１２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書５１３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書５１４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 貼り出し
- 文書５１５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） ＨＰ公表
- 文書５１６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回）出席に係る経費の支出について
- 文書５１７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 議事次第
- 文書５１８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 配席図
- 文書５１９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 事後対外応答要領
- 文書５２０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 議事進行要領
- 文書５２１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 局長冒頭発言案
- 文書５２２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 議論の主な視点（関心事項）
- 文書５２３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 資料１
- 文書５２４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 資料２
- 文書５２５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書５２６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書５２７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 貼り出し
- 文書５２８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） ＨＰ公表
- 文書５２９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回）出席に係る経費の支出について
- 文書５３０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第１５回） 議事次第
- 文書５３１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 配席図
- 文書５３２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 事後対外応答要領
- 文書５３３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 議事進行要領
- 文書５３４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 局長冒頭発言案
- 文書５３５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 議論の主な視点（関心事項）
- 文書５３６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 資料
- 文書５３７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 議事概要
- 文書５３８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 貼り出し
- 文書５３９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） ＨＰ公表
- 文書５４０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回）出席に係る経費の支出について
- 文書５４１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 議事次第
- 文書５４２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 配席図
- 文書５４３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 事後対外応答要領
- 文書５４４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 議事進行要領
- 文書５４５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 局長冒頭発言案
- 文書５４６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 議論の主な視点（関心事項）
- 文書５４７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 資料１
- 文書５４８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 資料２
- 文書５４９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第１６回） 資料３
- 文書５５０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書５５１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書５５２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 貼り出し
- 文書５５３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） ＨＰ公表
- 文書５５４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回）出席に係る経費の支出について
- 文書５５５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 議事次第
- 文書５５６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 配席図
- 文書５５７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 事後対外応答要領
- 文書５５８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 議事進行要領
- 文書５５９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 局長冒頭発言案
- 文書５６０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 議論の主な視点（関心事項）
- 文書５６１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 資料１
- 文書５６２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 資料２
- 文書５６３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 資料３
- 文書５６４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書５６５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書５６６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） 貼り出し
- 文書５６７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１７回） ＨＰ公表
- 文書５６８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

換の議論の要旨公表

- 文書 5 6 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（議論の要旨）
- 文書 5 7 0 日本維新の会 外務安保部会（令和 4 年 4 月 7 日） 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画について
- 文書 5 7 1 日本維新の会 外務安保部会（令和 4 年 4 月 7 日） 我が国の防衛政策
- 文書 5 7 2 日本維新の会 外務安保部会（令和 4 年 4 月 7 日） 防衛力の抜本的強化に向けて
- 文書 5 7 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言（令和 4 年 4 月 2 6 日 自由民主党）
- 文書 5 7 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 回） 会議案内
- 文書 5 7 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 回） 資料（情勢認識表（NSS））
- 文書 5 7 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 回） 資料（国際情勢（外務省））
- 文書 5 7 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 回） 資料（日豪・日印（外務省））
- 文書 5 7 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 回） 資料（国際情勢（防衛省））
- 文書 5 7 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 2 回） 会議案内
- 文書 5 8 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 2 回） 資料（NSS）
- 文書 5 8 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 会議案内
- 文書 5 8 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－0
- 文書 5 8 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－1
- 文書 5 8 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－2
- 文書 5 8 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－3
- 文書 5 8 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－4
- 文書 5 8 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第

- 3回) 資料1-5
- 文書588 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料1-6
- 文書589 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-0
- 文書590 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-1
- 文書591 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-2
- 文書592 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-3
- 文書593 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-4
- 文書594 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-5
- 文書595 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-6
- 文書596 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料2-7
- 文書597 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第3回) 資料3 (継戦能力・抗たん性 (防衛省))
- 文書598 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) 会議案内
- 文書599 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) 資料1-1 (NSS)
- 文書600 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) 資料1-2 (NISC)
- 文書601 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) 資料2-1
- 文書602 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) 資料2-2
- 文書603 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第4回) 用語の定義
- 文書604 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 会議案内
- 文書605 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-0
- 文書606 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第

- 5回) 資料1-1
- 文書607 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-2
- 文書608 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-3
- 文書609 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-4
- 文書610 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-5
- 文書611 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-6
- 文書612 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料1-7
- 文書613 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料2 (事態室)
- 文書614 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料3-1 (防衛省)
- 文書615 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第5回) 資料3-2 (防衛省)
- 文書616 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第6回) 会議案内
- 文書617 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第6回) 資料1 (防衛省)
- 文書618 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第6回) 資料2 (NSS)
- 文書619 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第6回) 席上回収資料1 (外務省作成)
- 文書620 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第6回) 席上回収資料2
- 文書621 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第7回) 会議案内
- 文書622 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第7回) 資料1
- 文書623 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第7回) 資料2-1 (防衛省)
- 文書624 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第7回) 資料2-2 (席上回収資料) (防衛省)
- 文書625 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第

- 7回) 資料2-3
- 文書6-2-6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第8回) 会議案内
- 文書6-2-7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第8回) 資料1-1
- 文書6-2-8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第8回) 資料1-2
- 文書6-2-9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第8回) 資料2-1 (防衛省)
- 文書6-3-0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第8回) 資料2-2 (防衛省)
- 文書6-3-1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第8回) 席上回収資料 (防衛省)
- 文書6-3-2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第9回) 会議案内
- 文書6-3-3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第9回) 資料1 (NSS) (席上回収資料)
- 文書6-3-4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第9回) 資料2 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書6-3-5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第9回) 資料3 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書6-3-6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第9回) 資料4 (NSS、防衛省) (席上回収資料)
- 文書6-3-7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第9回) 資料5 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書6-3-8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第10回) 会議案内
- 文書6-3-9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第10回) 資料 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書6-4-0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第11回・第12回) 会議案内
- 文書6-4-1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第11回) 資料 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書6-4-2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第11回・第12回) 会議案内
- 文書6-4-3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第12回) 資料1 (NSS) (席上回収資料)
- 文書6-4-4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第

- 1 2 回) 資料 2 (N S S) (席上回収資料)
- 文書 6 4 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 2 回) 資料 3 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 6 4 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 2 回) 資料 4 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 6 4 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 2 回) 参考資料 (N S S) (席上回収資料)
- 文書 6 4 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 3 回) 会議案内
- 文書 6 4 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 3 回) 資料 1 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 6 5 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 3 回) 資料 2 (N S S) (席上回収資料)
- 文書 6 5 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 3 回) 資料 3 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 6 5 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 3 回) 資料 4 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 6 5 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 4 回) 会議案内
- 文書 6 5 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 4 回) 資料 1 (N S S) (席上回収資料)
- 文書 6 5 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 4 回) 資料 2 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 6 5 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 4 回) 資料 3 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 6 5 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 5 回) 会議案内
- 文書 6 5 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 5 回) 資料 1 (N S S) (席上回収資料)
- 文書 6 5 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 5 回) 資料 2 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 6 6 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム (第
1 5 回) 資料 3 (防衛省) (席上回収資料)
- 文書 6 6 1 「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」報告書
- 文書 6 6 2 国家安全保障戦略【P】
- 文書 6 6 3 2 2 0 8 2 5 公明党 外交安全保障調査会 (第 2 回勉強会)
会議案内
- 文書 6 6 4 2 2 0 8 2 5 公明党 外交安全保障調査会 (第 2 回勉強会)

資料（防衛省）

文書 6 6 5 2 2 0 9 0 7 公明党 外交安全保障調査会（第 4 回勉強会）
会議案内

文書 6 6 6 2 2 0 9 0 7 公明党 外交安全保障調査会（第 4 回勉強会）
資料（防衛省）

文書 6 6 7 2 2 0 9 1 4 公明党 外交安全保障調査会（第 5 回勉強会）
会議案内

文書 6 6 8 2 2 0 9 1 4 公明党 外交安全保障調査会（第 5 回勉強会）
資料（防衛省）

文書 6 6 9 2 2 0 9 1 5 公明党 外交安全保障調査会（第 6 回勉強会）
会議案内

文書 6 7 0 2 2 0 9 1 5 公明党 外交安全保障調査会（第 6 回勉強会）
資料（防衛省）

文書 6 7 1 2 2 0 9 2 1 公明党 外交安全保障調査会（第 7 回勉強会）
会議案内

文書 6 7 2 2 2 0 9 2 1 公明党 外交安全保障調査会（第 7 回勉強会）
資料（防衛省）

文書 6 7 3 2 2 0 9 2 8 公明党 外交安全保障調査会（第 9 回勉強会）
会議案内

文書 6 7 4 2 2 0 9 2 8 公明党 外交安全保障調査会（第 9 回勉強会）
資料 1（防衛省）

文書 6 7 5 2 2 0 9 2 8 公明党 外交安全保障調査会（第 9 回勉強会）
資料 2（外務省）

文書 6 7 6 2 2 0 9 2 8 公明党 外交安全保障調査会（第 9 回勉強会）
資料 3（事態室）

文書 6 7 7 2 2 1 0 0 4 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議
会議案内

文書 6 7 8 2 2 1 0 0 4 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議
資料 1（NSS）

文書 6 7 9 2 2 1 0 0 5 公明党 外交安全保障調査会（第 1 1 回勉強会
最終回）、北朝鮮問題対策本部合同会議 会議案内

文書 6 8 0 2 2 1 0 0 5 公明党 外交安全保障調査会（第 1 1 回勉強会
最終回）、北朝鮮問題対策本部合同会議 資料 1（防衛省）

文書 6 8 1 2 2 1 0 0 5 公明党 外交安全保障調査会（第 1 1 回勉強会
最終回）、北朝鮮問題対策本部合同会議 資料 2（防衛省）

文書 6 8 2 2 2 1 2 0 5 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議
会議案内

文書 6 8 3 2 2 1 2 0 5 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議

資料1 (NSS)

文書684 221205 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議

資料2 (NSS)

文書685 221208 公明党 外交安全保障調査会 会議案内

文書686 221208 公明党 外交安全保障調査会 資料1-1 (NSS)

文書687 221208 公明党 外交安全保障調査会 資料1-2 (NSS)

文書688 221208 公明党 外交安全保障調査会 資料2 (防衛省)

文書689 221208 公明党 外交安全保障調査会 資料3 (防衛省)

文書690 221209 公明党 外交安全保障調査会 会議案内

文書691 221209 公明党 外交安全保障調査会 資料1-1 (NSS)

文書692 221209 公明党 外交安全保障調査会 資料1-2 (NSS)

文書693 221209 公明党 外交安全保障調査会 資料2 (防衛省)

文書694 221209 公明党 外交安全保障調査会 資料3 (防衛省)

文書695 221213 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議
会議案内

文書696 221213 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議
資料1 (NSS)

文書697 221213 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議
資料2 (防衛省)

文書698 221213 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議
資料3 (防衛省)

文書699 221216 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者
会議 会議案内

文書700 221216 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者
会議 資料1 (NSS)

文書701 221216 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者
会議 資料2-1 (NSS)

文書702 221216 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者
会議 資料2-2 (NSS)

文書703 221216 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者
会議 資料2-3 (NSS)

文書704 221216 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者
会議 資料3-1 (防衛省)

文書705 221216 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者

会議 資料３－２（防衛省）

文書７０６ ２２１２１６自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者
会議 資料３－３（防衛省）

文書７０７ ２２１２１６自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者
会議 資料４－１（防衛省）

文書７０８ ２２１２１６自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者
会議 資料４－２（防衛省）

文書７０９ ２２１２１６自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者
会議 資料４－３（防衛省）

文書７１０ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議の開催につ
いて

文書７１１ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）
議事要旨

文書７１２ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）
議事録

文書７１３ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）
資料１

文書７１４ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）
資料２

文書７１５ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）
資料３

文書７１６ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第１回）
資料４

文書７１７ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
議事要旨

文書７１８ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
議事録

文書７１９ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
資料１

文書７２０ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
資料２

文書７２１ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
資料３

文書７２２ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
資料４

文書７２３ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第２回）
補足資料

文書７２４ 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第３回）

議事要旨

文書 7 2 5 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）

議事録

文書 7 2 6 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）

資料 1

文書 7 2 7 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）

資料 2

文書 7 2 8 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）

資料 3

文書 7 2 9 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）

資料 4

文書 7 3 0 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 3 回）

資料 5

文書 7 3 1 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 4 回）

議事要旨

文書 7 3 2 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 4 回）

議事録

文書 7 3 3 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（第 4 回）

資料（席上回収資料）

文書 7 3 4 「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」報告書

文書 7 3 5 国家安全保障戦略について 決裁紙

文書 7 3 6 国家安全保障戦略について 閣議決定表紙案

文書 7 3 7 国家安全保障戦略について 閣議付議持込（本体）

文書 7 3 8 国家安全保障戦略について 閣議案件登録票

文書 7 3 9 「国家安全保障戦略について」について（協議） 事務連絡

文書 7 4 0 「国家安全保障戦略について」について（協議） 別紙 1

文書 7 4 1 「国家安全保障戦略について」について（協議） 別紙 2

文書 7 4 2 「国家安全保障戦略について」について（協議） 国家安全保障戦略【P】

文書 7 4 3 「国家安全保障戦略について」について（協議） 意見（内閣官房内閣衛星情報センター）

文書 7 4 4 「国家安全保障戦略について」について（協議） 意見（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）

文書 7 4 5 「国家安全保障戦略について」について（協議） 意見（総務省）

文書 7 4 6 「国家安全保障戦略について」について（協議） 意見（財務省）

文書 7 4 7 「国家安全保障戦略について」について（協議） 意見（厚

	生労働省)	
文書 7 4 8	「国家安全保障戦略について」について（協議） 衛省)	意見（防
文書 7 4 9	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（デジタル庁）	協議対象
文書 7 5 0	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（会計検査院）	協議対象
文書 7 5 1	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（宮内庁）	協議対象
文書 7 5 2	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（経済産業省）	協議対象
文書 7 5 3	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（警察庁）	協議対象
文書 7 5 4	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（厚生労働省）	協議対象
文書 7 5 5	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（国土交通省）	協議対象
文書 7 5 6	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（財務省）	協議対象
文書 7 5 7	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（人事院）	協議対象
文書 7 5 8	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（総務省）	協議対象
文書 7 5 9	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（内閣府）	協議対象
文書 7 6 0	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（農林水産省）	協議対象
文書 7 6 1	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（文部科学省）	協議対象
文書 7 6 2	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（法務省）	協議対象
文書 7 6 3	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（防衛省）	協議対象
文書 7 6 4	「国家安全保障戦略について」について（協議） (内閣官房)	展開先
文書 7 6 5	「国家安全保障戦略について」について（協議） 内閣衛星情報センター意見への回答	内閣官房
文書 7 6 6	「国家安全保障戦略について」について（協議）	内閣官房

副長官補（事態対処・危機管理担当）付意見への回答

文書 7 6 7 「国家安全保障戦略について」について（協議） 総務省意見への回答

文書 7 6 8 「国家安全保障戦略について」について（協議） 財務省意見への回答

文書 7 6 9 「国家安全保障戦略について」について（協議） 厚生労働省意見への回答

文書 7 7 0 「国家安全保障戦略について」について（協議） 防衛省意見への回答

文書 7 7 1 「国家安全保障戦略について」について（協議） 再意見（財務省）

文書 7 7 2 国家安全保障戦略等の改定に対する提言書（日本維新の会）

文書 7 7 3 国民民主党の安全保障政策 2 0 2 2

文書 7 7 4 国会安全保障戦略想定問答（令和 5 年 1 月）

文書 7 7 5 HP 掲載資料 「国家安全保障戦略」概要（令和 4 年 1 2 月 1 6 日）

文書 7 7 6 HP 掲載資料 「国家安全保障戦略」概要（令和 4 年 1 2 月 2 7 日）

文書 7 7 7 HP 掲載資料 「国家安全保障戦略」（令和 4 年 1 2 月 1 6 日 国家安全保障会議・閣議決定）

文書 7 7 8 HP 掲載資料 N a t i o n a l S e c u r i t y S t r a t e g y （N S S）－E n g l i s h V e r s i o n－

文書 7 7 9 HP 掲載資料 国家安全保障戦略（2 0 2 2）パンフレット－日本語版－

文書 7 8 0 HP 掲載資料 N a t i o n a l S e c u r i t y S t r a t e g y （2 0 2 2）P a m p h l e t －E n g l i s h V e r s i o n－

文書 7 8 1 HP 掲載資料 「国家防衛戦略」概要

文書 7 8 2 HP 掲載資料 「国家防衛戦略」（令和 4 年 1 2 月 1 6 日 国家安全保障会議・閣議決定）

文書 7 8 3 HP 掲載資料 「防衛力整備計画」（令和 4 年 1 2 月 1 6 日 国家安全保障会議・閣議決定）（令和 4 年 1 2 月 1 6 日）

文書 7 8 4 HP 掲載資料 「防衛力整備計画」（令和 4 年 1 2 月 1 6 日 国家安全保障会議・閣議決定）（令和 4 年 1 2 月 2 7 日）

文書 7 8 5 記者ブリーフ資料 新たな 3 文書の体系の考え方

文書 7 8 6 記者ブリーフ資料 国家安全保障戦略（概要）

文書 7 8 7 記者ブリーフ資料 国家安全保障戦略

- 文書 788 記者ブリーフ資料 国家防衛戦略（概要）
- 文書 789 記者ブリーフ資料 国家防衛戦略
- 文書 790 記者ブリーフ資料 次期防衛力整備計画について
- 文書 791 記者ブリーフ資料 防衛力整備計画
- 文書 792 論説懇資料 新たな３文書の体系の考え方
- 文書 793 論説懇資料 国家安全保障戦略（概要）
- 文書 794 論説懇資料 国家安全保障戦略（令和４年１２月１６日 国家安全保障会議・閣議決定）
- 文書 795 論説懇資料 国家防衛戦略（概要）
- 文書 796 論説懇資料 国家防衛戦略（令和４年１２月１６日 国家安全保障会議・閣議決定）
- 文書 797 論説懇資料 防衛力整備計画（令和４年１２月１６日 国家安全保障会議・閣議決定）
- 文書 798 外プレブリーフ資料 （Summary） National Security Strategy of japan
- 文書 799 外プレブリーフ資料 National Security Strategy of japan
- 文書 800 「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に関する報告（令和五年四月四日 衆議院本会議）
- 文書 801 衆議院安全保障委員会における林外務大臣発言「国家安全保障戦略」に関する報告について（令和五年四月十三日）
- 文書 802 「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に関する報告（参議院本会議）
- 文書 803 参議院外交防衛委員会における林外務大臣発言「国家安全保障戦略」に関する報告について（令和五年五月九日）
- 文書 804 関連資料①
- 文書 805 関連資料②
- 文書 806 関連資料③
- 文書 807 関連資料④
- 文書 808 関連資料⑤
- 文書 809 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和３年１１月２６日）
- 文書 810 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和３年１２月２８日）
- 文書 811 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和４年４月８日）
- 文書 812 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和４年６月２日）
- 文書 813 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和４年７月２５日）
- 文書 814 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和４年９月２日）

文書 8 1 5 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和 4 年 1 0 月 1 3 日）
文書 8 1 6 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和 4 年 1 0 月 3 1 日）
文書 8 1 7 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和 4 年 1 1 月 1 0 日）
文書 8 1 8 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和 4 年 1 2 月 5 日）
文書 8 1 9 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和 4 年 1 2 月 7 日）
文書 8 2 0 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和 4 年 1 2 月 1 4 日）
文書 8 2 1 幹事会資料

別表 1 (原処分で不開示とした部分及び不開示とした理由)

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1 8	4 枚目の一部	職員の直通電話番号及び携帯電話番号が記載されており、これらは国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 1 9	5 枚目の一部	
	文書 2 0	5 枚目の下部	
	文書 2 1	5 枚目の一部	
	文書 2 2	3 枚目の一部	
	文書 2 3	2 枚目の一部	
	文書 2 4	1 枚目の下部	
	文書 2 5	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 6	4 枚目の一部	
	文書 2 7	5 枚目の一部	
	文書 2 8	2 枚目の一部	
	文書 2 9	4 枚目下部及び 5 枚目の一部	
	文書 3 0	3 枚目の下部	
	文書 3 1	3 枚目の一部	
	文書 3 2	9 枚目の一部	
	文書 3 3	8 枚目の一部	
	文書 3 4	1 0 枚目一部	
	文書 3 5	9 枚目の一部	
	文書 3 6	5 枚目の下部	
	文書 3 8	9 枚目の一部	
	文書 4 1	8 枚目の一部	
	文書 4 3		
	文書 4 4	2 枚目、3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4 5		
	文書 4 9	3 枚目の一部	
	文書 5 0		
	文書 5 1	1 0 枚目の一部	
	文書 5 2	7 枚目の下部	
	文書 5 3	6 枚目の一部	
	文書 5 4	8 枚目の一部	
	文書 5 6	7 枚目の下部	
	文書 5 9	6 枚目の一部	

文書 6 0	
文書 6 2	4 枚目の下部
文書 6 3	3 枚目の一部
文書 6 4	
文書 6 5	
文書 6 6	
文書 6 7	2 枚目の一部
文書 7 4	2 枚目、3 枚目、 4 枚目、6 枚目、 7 枚目及び 8 枚目 のそれぞれ一部
文書 8 2	5 枚目の下部
文書 9 5	4 枚目の一部
文書 1 1 2	7 枚目及び 8 枚目 のそれぞれ一部
文書 1 1 3	3 枚目の一部
文書 1 1 4	8 枚目の一部
文書 1 1 9	5 枚目の一部
文書 1 2 0	4 枚目の一部
文書 1 2 1	1 枚目の一部
文書 1 2 2	3 枚目の一部
文書 1 2 4	
文書 1 2 5	3 枚目及び 4 枚目 のそれぞれ一部
文書 1 4 1	4 枚目の一部
文書 1 4 4	1 枚目の一部
文書 1 4 6	3 枚目及び 4 枚目 のそれぞれ一部
文書 1 4 7	
文書 1 4 8	
文書 1 4 9	5 枚目の一部
文書 1 5 0	4 枚目及び 5 枚目 のそれぞれ一部
文書 1 5 1	5 枚目の一部
文書 1 5 2	3 枚目の一部
文書 1 5 3	
文書 1 5 5	
文書 1 5 6	6 枚目の一部

文書 1 5 8	5 枚目の一部
文書 1 6 0	
文書 1 6 2	4 枚目の一部
文書 1 6 4	3 枚目の一部
文書 1 6 5	5 枚目の一部
文書 1 6 8	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部
文書 1 7 0	4 枚目の下部
文書 1 7 1	7 枚目の一部
文書 1 7 2	5 枚目の一部
文書 1 7 9	9 枚目の一部
文書 1 8 0	6 枚目の一部
文書 1 8 1	8 枚目の一部
文書 1 8 2	1 3 枚目の一部
文書 1 8 3	6 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部
文書 1 9 0	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部
文書 1 9 1	7 枚目の一部
文書 1 9 3	3 枚目の一部
文書 1 9 4	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部
文書 1 9 5	7 枚目の一部
文書 1 9 6	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部
文書 1 9 8	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部
文書 1 9 9	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部
文書 2 0 0	
文書 2 0 1	1 9 枚目の一部
文書 2 0 2	8 枚目の一部
文書 2 0 3	5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部
文書 2 0 4	
文書 2 0 5	2 枚目の一部
文書 2 0 6	6 枚目の一部
文書 2 0 8	4 枚目の一部
文書 2 1 0	

文書 2 1 3	2 枚目の一部
文書 2 1 6	4 枚目の一部
文書 2 1 7	2 枚目の一部
文書 2 2 0	4 枚目の一部
文書 2 2 1	2 枚目の一部
文書 2 2 5	7 枚目の一部
文書 2 2 8	3 枚目の一部
文書 2 2 9	5 枚目の一部
文書 2 3 0	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部
文書 2 3 1	5 枚目ないし 7 枚目の一部
文書 2 3 2	8 枚目及び 9 枚目のそれぞれ一部
文書 2 3 4	3 枚目の一部
文書 2 3 5	
文書 2 3 6	6 枚目の一部
文書 2 3 7	3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部
文書 2 3 8	4 枚目の一部
文書 2 3 9	
文書 2 4 0	5 枚目の一部
文書 2 4 1	3 枚目の一部
文書 2 4 2	4 枚目の一部
文書 2 4 3	
文書 2 4 4	2 枚目の一部
文書 2 4 5	3 枚目の一部
文書 2 4 6	
文書 2 4 7	4 枚目の一部
文書 2 4 8	3 枚目の一部
文書 2 5 0	
文書 2 5 1	
文書 2 5 2	5 枚目の一部
文書 2 5 3	8 枚目の一部
文書 2 5 4	3 枚目の一部
文書 2 5 5	6 枚目の一部
文書 2 5 6	1 1 枚目及び 1 2

		枚目の一部	
文書 2 5 7	4 枚目の一部		
文書 2 5 8			
文書 2 5 9	4 枚目の一部		
文書 2 6 0	3 枚目の一部		
文書 2 6 1	4 枚目の一部		
文書 2 6 2	1 枚目の一部		
文書 2 6 3	4 枚目の一部		
文書 2 6 4	5 枚目の一部		
文書 2 6 5	4 枚目の一部		
文書 7 0	1 枚目の一部	職員の携帯電話番号が記載されており、これらは国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。	
文書 8 4	2 枚目の一部		
文書 9 2			
文書 9 6	1 枚目の一部		
文書 1 2 3	2 枚目の一部		
文書 1 2 7	4 枚目の一部		
文書 1 3 8	1 枚目の一部		
文書 1 6 3	2 枚目の一部		
文書 1 9 2	5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	職員の直通電話番号、内線番号及び携帯電話番号が記載されており、これらは国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。	
文書 3 3 0	1 枚目の一部		職員の直通電話番号が記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正
文書 3 4 1			
文書 3 5 6			
文書 3 7 2			
文書 3 8 6			
文書 4 0 1			

文書 4 1 4		な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。	
文書 4 2 9			
文書 4 4 4			
文書 4 6 0			
文書 4 7 4			
文書 4 8 7			
文書 5 0 0			
文書 5 1 4			
文書 5 2 7			
文書 5 3 8			
文書 5 5 2			
文書 5 6 6			
文書 5 6 8			
文書 4 0 3	1 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	職員の直通電話番号又は内線番号が記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。	
文書 4 1 6			
文書 4 3 1			
文書 4 4 6			
文書 4 6 2			
文書 4 7 6			
文書 4 8 9			
文書 5 0 2	1 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部		
文書 5 2 9	1 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部		
文書 5 4 0			
文書 5 5 4	1 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部		
文書 3 3 2	1 枚目の一部		職員の内線番号が記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 3 4 3			
文書 3 5 8			
文書 3 7 4			
文書 3 8 8			
文書 3 8 9			
文書 5 1 6			
文書 7 3 5			
文書 7 3 8	1 枚目の一部	職員の内線番号、直通電話番号、	

	文書 7 4 4	1 枚目の上部	F A X 番号及びメールアドレスが記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 7 4 5	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ上部	
	文書 7 4 6	1 枚目の上部	
	文書 7 4 7		
	文書 7 4 8		
	文書 7 6 6		
	文書 7 6 7	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ上部	
	文書 7 6 8	1 枚目の上部	
	文書 7 6 9		
	文書 7 7 0		
	文書 7 7 1		
文書 7 3 9	2 枚目の一部	職員の直通電話番号及びメールアドレスが記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。	
2	文書 3 3 2	6 枚目ないし 8 枚目の下部	職員の I D が記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
3	文書 2 0	1 枚目の一部及び 5 枚目の上部	議員レク時の議員とのやり取りに係る情報が記載されており、これらは、各議員に係る個人に関する
	文書 2 4	1 枚目の上部	

文書 2 9	1 枚目の一部及び 4 枚目の上部	情報であり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。また、これらは、公になっていない議員の活動に関する情報であるところ、これらを公にした場合、議員等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから法 5 条 1 号及び 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 3 0	1 枚目の一部及び 3 枚目の上部	
文書 3 2	1 枚目の一部	
文書 3 4		
文書 3 5		
文書 3 6	1 枚目の一部及び 5 枚目の上部	
文書 4 4	1 枚目の一部	
文書 4 5		
文書 4 6		
文書 4 8		
文書 5 2	1 枚目の一部及び 7 枚目の上部	
文書 5 3	1 枚目の一部	
文書 5 6	1 枚目の一部及び 7 枚目の上部	
文書 5 7	1 枚目の一部	
文書 5 8		
文書 6 2	1 枚目の一部及び 4 枚目の上部	
文書 6 3	1 枚目の一部	
文書 6 7		
文書 7 1		
文書 7 2		
文書 7 3		
文書 7 4		
文書 7 5		
文書 7 6		
文書 7 8		
文書 8 0		
文書 8 1		
文書 8 2	1 枚目の一部及び 5 枚目の上部	
文書 8 3	1 枚目の一部	
文書 8 4		

文書 9 1		
文書 9 2		
文書 1 0 5		
文書 1 1 0		
文書 1 2 3		
文書 1 2 6		
文書 1 2 7	1 枚目及び 4 枚目 のそれぞれ一部	
文書 1 3 2	1 枚目の一部	
文書 1 3 3		
文書 1 3 4		
文書 1 3 7		
文書 1 4 0		
文書 1 4 2		
文書 1 4 3		
文書 1 7 0	1 枚目の一部及び 4 枚目の上部	
文書 1 7 9	1 枚目の一部	
文書 2 0 0	1 枚目及び 3 枚目 のそれぞれ一部	
文書 2 0 9	1 枚目の一部	
文書 2 1 0	1 枚目及び 4 枚目 のそれぞれ一部	
文書 2 1 6	1 枚目の一部	
文書 2 1 8		
文書 2 2 5		
文書 2 2 6		
文書 2 3 3		
文書 2 3 4	1 枚目及び 3 枚目 のそれぞれ一部	
文書 2 4 8	1 枚目の一部	
文書 2 4 9		
文書 2 5 2		
文書 2 5 6	1 枚目及び 1 1 枚 目のそれぞれ一部	
文書 2 5 9	1 枚目及び 4 枚目 のそれぞれ一部	

	文書 2 6 4	1 枚目の一部	議員の発言に係る情報が記載されており、これらは、各議員に係る個人に関する情報であり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。また、これらは、公になっていない議員の活動に関する情報であるところ、これらを公にした場合、議員等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから法 5 条 1 号及び 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 3 3	1 枚目の一部	
	文書 3 8		
4	文書 2 6 7	1 枚目の「 2 . 」	従前詳細を公にしていない国家安全保障会議の開催場所が記載されている。これらを公にした場合、今後の国家安全保障会議の開催場所を推察され、今後の開催に際し、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 2 6 8			
文書 2 6 9			
文書 2 7 0			
文書 2 7 1			
文書 2 7 2			
文書 2 7 3			
文書 2 7 4			
文書 2 7 5			
文書 2 7 6			
文書 2 7 7			
文書 2 7 8			
文書 2 7 9			
文書 2 8 0			
文書 2 8 1			
文書 2 8 2			
文書 2 8 3			
文書 2 8 4			
文書 2 8 5			
文書 2 8 6			
文書 2 8 7			
文書 2 8 8			

	文書 2 8 9		
	文書 2 9 0		
	文書 2 9 1		
	文書 2 9 2		
	文書 2 9 3		
	文書 2 9 4		
	文書 2 9 5		
	文書 2 9 6		
	文書 2 9 7		
	文書 2 9 8		
	文書 2 9 9		
	文書 3 0 0		
	文書 3 0 1		
	文書 3 0 2		
	文書 3 0 3		
	文書 3 0 4		
5	文書 3 3 2	3 枚目、5 枚目、 6 枚目及び 1 2 枚 目のそれぞれ一部	従前公にされていない庁舎内部の 執務区画の仔細に関する情報が記 載されている。これらを公にした 場合、敵対する勢力等からの妨害 等を容易ならしめ、国の安全が害 されるおそれがある。また、これ らは、国の機関が行う事務に関す る情報であり、これらを公にした 場合、行政事務の適正な遂行に著 しく支障を及ぼすおそれがある。 以上のことから、法 5 条 3 号及び 6 号に定める不開示情報に該当す るため、不開示とした。
	文書 3 5 8	3 枚目、5 枚目及 び 7 枚目のそれぞ れ一部	
	文書 3 6 0	1 枚目の一部	
	文書 3 7 4	3 枚目、5 枚目及 び 7 枚目のそれぞ れ一部	
	文書 3 7 6	1 枚目の一部	
	文書 3 8 8	3 枚目、5 枚目及 び 7 枚目のそれぞ れ一部	
	文書 3 8 9	2 枚目の一部	
	文書 3 9 0	1 枚目及び 2 枚目 のそれぞれ一部	
	文書 3 9 2	1 枚目の一部	
	文書 4 0 3	3 枚目、5 枚目及 び 7 枚目のそれぞ れ一部	

文書 4 0 5	1 枚目の一部
文書 4 1 6	3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部
文書 4 1 8	1 枚目の一部
文書 4 3 1	3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部
文書 4 3 3	1 枚目の一部
文書 4 4 6	3 枚目、5 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部
文書 4 4 8	1 枚目の一部
文書 4 6 2	3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部
文書 4 6 4	1 枚目の左上
文書 4 7 1	1 枚目の一部
文書 4 7 6	3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部
文書 4 7 8	1 枚目の一部
文書 4 8 9	3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部
文書 4 9 1	1 枚目の一部
文書 5 0 2	3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部、6 枚目の上部及び中部並びに 9 枚目の一部
文書 5 0 4	1 枚目の一部
文書 5 1 6	3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部、6 枚目の上部、7 枚目の上部及び中部並びに 9 枚目の

		一部	
	文書 5 1 8	1 枚目の上部	
	文書 5 2 9	3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部、 7 枚目の上部及び 中部並びに 9 枚目の一部	
	文書 5 3 1	1 枚目の一部	
	文書 5 4 0	3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部、 7 枚目の上部及び 中部並びに 9 枚目の一部	
	文書 5 4 2	1 枚目の一部	
	文書 5 5 4	3 枚目、5 枚目及び 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5 5 6	1 枚目の一部	
	文書 3 4 3	3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 4 5	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
6	文書 2 8 6	1 枚目の右上	従前公にされていない官邸の執務区画の仔細に関する情報が記載されている。これらを公にした場合、敵対する勢力等からの妨害等を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号及び 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 2 8 7		
	文書 2 8 8		
	文書 2 8 9		
	文書 2 9 0		
	文書 2 9 1		

	文書 2 9 2		が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 2 9 3		
	文書 2 9 4		
	文書 2 9 5		
	文書 2 9 6		
	文書 2 9 7		
	文書 2 9 8		
	文書 2 9 9		
	文書 3 0 0		
	文書 3 0 1		
	文書 3 0 2		
	文書 3 0 3		
	文書 3 0 4		
7	文書 3 4 5	2 枚目の一部	従前公にしていない国家安全保障局における連絡手段の取扱いに関する情報が記載されている。これらを公にした場合、敵対する勢力等からの妨害等を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号及び 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 3 4 7	1 枚目の一部	
8	文書 2 8 6	1 枚目の「 4 . 」及び 2 枚目以降	国家安全保障会議における議事内容等が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ並びに他国又は国際機関との交渉上不
	文書 2 8 7		
	文書 2 8 8		
	文書 2 8 9		
	文書 2 9 0		
	文書 2 9 1		
	文書 2 9 2		
	文書 2 9 3		
	文書 2 9 4		
	文書 2 9 5		

	文書 2 9 6		利益を被るおそれがある。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、国家安全保障会議が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号及び 5 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 2 9 7		
	文書 2 9 8		
	文書 2 9 9		
	文書 3 0 0		
	文書 3 0 1		
	文書 3 0 2		
	文書 3 0 3		
	文書 3 0 4		
9	文書 3 3 7	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換における議事内容等が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、政府が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見の交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号及び 5 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 3 3 8	1 枚目ないし 6 枚目の一部	
	文書 3 3 9	1 枚目ないし 1 3 枚目の一部	
	文書 3 4 0	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 5 0	1 枚目の一部	
	文書 3 5 1	1 枚目の一部及び 2 枚目	
	文書 3 5 2	1 枚目の一部、2 枚目及び 3 枚目	
	文書 3 5 3	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 5 4	1 枚目ないし 1 4 枚目の一部	
	文書 3 5 5	1 枚目ないし 3 枚目の一部	
	文書 3 6 4	1 枚目の一部	
	文書 3 6 5	1 枚目ないし 3 枚目の一部	
	文書 3 6 6	1 枚目ないし 7 枚目	
	文書 3 6 7	1 枚目ないし 1 1	

		枚目の一部	
	文書 3 6 8	1 枚目の一部及び	
	文書 3 6 9	2 枚目	
	文書 3 7 0	1 枚目ないし 6 枚目、1 3 枚目ないし 2 4 枚目、2 6 枚目及び 2 7 枚目のそれぞれ一部並びに 7 枚目ないし 1 2 枚目及び 2 5 枚目	
	文書 3 7 1	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 8 0	1 枚目の一部	
	文書 3 8 1	1 枚目の一部及び 2 枚目ないし 8 枚目	
	文書 3 8 2	1 枚目ないし 1 1 枚目の一部	
	文書 3 8 3	1 枚目の一部、2 枚目及び 3 枚目	
	文書 3 8 4	1 枚目ないし 5 4 枚目の一部	
	文書 3 8 5	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 9 6	1 枚目の一部	
	文書 3 9 7	1 枚目ないし 4 枚目の一部	
	文書 3 9 8	1 枚目の一部及び 2 枚目	
	文書 3 9 9	1 枚目ないし 7 枚目の一部及び 8 枚目	
	文書 4 0 0	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4 0 9	1 枚目の一部	
	文書 4 1 0	1 枚目ないし 1 0	

		枚目、 1 2 枚目、 1 5 枚目ないし 3 4 枚目のそれぞれ 一部並びに 1 1 枚 目、 1 3 枚目及び 1 4 枚目	
	文書 4 1 1	1 枚目ないし 3 枚 目の一部	
	文書 4 1 2	1 枚目ないし 3 9 枚目の一部	
	文書 4 1 3	1 枚目及び 2 枚目 のそれぞれ一部	
	文書 4 2 2	1 枚目の一部	
	文書 4 2 3	1 枚目ないし 4 枚 目の一部	
	文書 4 2 4	1 枚目ないし 2 6 枚目の一部	
	文書 4 2 5	1 枚目ないし 8 枚 目の一部	
	文書 4 2 6	1 枚目ないし 3 枚 目の一部	
	文書 4 2 7	1 枚目ないし 4 3 枚目の一部	
	文書 4 2 8	1 枚目及び 2 枚目 のそれぞれ一部	
	文書 4 3 7	1 枚目の一部	
	文書 4 3 8	1 枚目ないし 1 3 枚目の一部	
	文書 4 3 9	1 枚目の一部	
	文書 4 4 0	1 枚目ないし 3 枚 目の一部	
	文書 4 4 1	1 枚目ないし 6 1 枚目の一部	
	文書 4 4 2	1 枚目ないし 7 7 枚目の一部	
	文書 4 4 3	1 枚目ないし 3 枚 目の一部	

文書 4 5 2	1 枚目の一部
文書 4 5 3	1 枚目ないし 3 枚目の一部
文書 4 5 4	1 枚目の一部及び 2 枚目
文書 4 5 5	1 枚目ないし 8 枚目の一部
文書 4 5 6	1 枚目ないし 3 枚目の一部
文書 4 5 7	1 枚目ないし 5 枚目
文書 4 5 8	1 枚目ないし 3 枚目、6 枚目、8 枚目ないし 1 9 枚目の一部並びに 4 枚目、5 枚目及び 7 枚目
文書 4 5 9	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部
文書 4 6 8	1 枚目の一部
文書 4 6 9	1 枚目ないし 9 枚目の一部
文書 4 7 0	1 枚目ないし 1 0 枚目の一部
文書 4 7 1	1 枚目ないし 4 4 枚目の一部
文書 4 7 2	1 枚目の一部
文書 4 7 3	
文書 4 8 2	
文書 4 8 3	1 枚目ないし 6 枚目の一部
文書 4 8 4	1 枚目の一部
文書 4 8 5	1 枚目ないし 1 0 枚目の一部
文書 4 8 6	1 枚目ないし 3 枚目の一部
文書 4 9 5	1 枚目の一部

文書 4 9 6	1 枚目ないし 9 枚目の一部
文書 4 9 7	1 枚目、3 枚目ないし 1 6 枚目のそれぞれ一部及び 2 枚目
文書 4 9 8	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部
文書 4 9 9	
文書 5 0 8	1 枚目の一部
文書 5 0 9	1 枚目、3 枚目ないし 2 2 枚目のそれぞれ一部
文書 5 1 0	1 枚目の一部及び 2 枚目ないし 1 2 枚目
文書 5 1 1	1 枚目の一部及び 2 枚目ないし 4 枚目
文書 5 1 2	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部
文書 5 1 3	
文書 5 2 2	1 枚目の一部
文書 5 2 3	1 枚目ないし 1 0 枚目の一部
文書 5 2 4	1 枚目ないし 1 1 枚目の一部
文書 5 2 5	1 枚目ないし 4 枚目の一部
文書 5 2 6	
文書 5 3 5	1 枚目の一部
文書 5 3 6	1 枚目の一部、2 枚目及び 3 枚目
文書 5 3 7	1 枚目ないし 3 枚目の一部、4 枚目及び 5 枚目
文書 5 4 6	1 枚目の一部
文書 5 4 7	1 枚目の一部及び 2 枚目ないし 8 枚目

	文書 5 4 8	1 枚目の一部	
	文書 5 4 9	1 枚目ないし 3 枚目の一部	
	文書 5 5 0	1 枚目ないし 3 枚目及び 1 1 枚目ないし 1 4 枚目のそれぞれ一部並びに 4 枚目ないし 1 0 枚目	
	文書 5 5 1	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5 6 0	1 枚目の一部	
	文書 5 6 1		
	文書 5 6 2	1 枚目ないし 5 枚目の一部	
	文書 5 6 3	1 枚目ないし 3 枚目の一部	
	文書 5 6 4	1 枚目ないし 1 0 枚目の一部	
	文書 5 6 5	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
1 0	文書 3 3 2	4 枚目の一部	有識者への諸謝金に関する情報が記載されている。これらは、各有識者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。なお、個々の有識者への支払金額は公にしていることから、これらの情報は法 5 条 1 号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、また同号ロ及びハにも該当しない。以上のことから、法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とし
	文書 3 4 3		
	文書 3 5 8		
	文書 3 7 4		
	文書 3 8 8		
	文書 4 0 3		
	文書 4 1 6		
	文書 4 3 1		
	文書 4 4 6		
	文書 4 6 2		
	文書 4 7 6		
	文書 4 8 9		
	文書 5 5 4		

			た。
	文書 3 3 2	8 枚目及び 1 1 枚目の一部	有識者本人の生年、現住所・電話番号・メールアドレス・謝金振込口座、学歴・職歴及びそれらの関連情報である。これらは、各有識者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。また、これらの情報は法 5 条 1 号イ、ロ及びハにも該当しない。以上のことから、法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 3 8 9	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 9 0	1 枚目ないし 4 枚目の一部	
	文書 4 7 1	1 枚目の一部	有識者本人の職歴等に関する情報が記載されている。これらは、有識者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。また、これらの情報は法 5 条 1 号イ、ロ及びハにも該当しない。以上のことから、法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 5 0 9	2 枚目	
	文書 5 0 2	4 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	有識者への諸謝金に関する情報又は有識者の携帯電話番号若しくは、公にされておらず、公にすることが予定されていない職員の氏名が記載されている。これらは、各有識者等に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。なお、個々の有識者への支払金額は公に
	文書 5 2 9	3 枚目、4 枚目及び 7 枚目のそれぞれの一部	

			していないことから、これらの情報は法5条1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、また同号ロ及びハにも該当しない。以上のことから、法5条1号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書516	4枚目、6枚目、7枚目及び8枚目のそれぞれ一部	有識者への諸謝金に関する情報又は有識者の随行者氏名及び携帯電話番号若しくは公にされておらず、公にすることが予定されていない職員の氏名が記載されている。これらは、各有識者等に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。なお、個々の有識者への支払金額は公にしていないことから、これらの情報は法5条1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、また同号ロ及びハにも該当しない。以上のことから、法5条1号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書540	4枚目及び7枚目のそれぞれ一部	有識者への諸謝金に関する情報又は有識者の携帯電話番号及び車両情報若しくは公にされておらず、公にすることが予定されていない職員の氏名が記載されている。これらは、各有識者等に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであ

			り、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。なお、個々の有識者への支払金額は公にしていないことから、これらの情報は法5条1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、また同号ロ及びハにも該当しない。以上のことから、法5条1号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書464	1枚目右下	有識者の随行者氏名が記載されている。これは、随行者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。なお、これらの情報は法5条1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、また同号ロ及びハにも該当しない。以上のことから、法5条1号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書517	2枚目の一部	意見交換への参加を対外的に公にしないことを前提で参加した参加者の氏名が記載されている。これらは、当該参加者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。なお、この情報は法5条1号イの「法令の規定により又は慣行とし
	文書518	1枚目の下部	
	文書520	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	

			て公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、また同号ロ及びハにも該当しない。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、政府が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見の交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法5条1号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
1 1	文書5 3 3	1 枚目の一部	出席を予定していた有識者の氏名及び欠席理由が記載されている。これらは、有識者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。以上のことから、法5条1号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
1 2	文書5 7 4 文書5 7 9 文書5 8 1 文書5 9 8 文書6 0 4 文書6 1 6 文書6 2 1 文書6 2 6 文書6 3 2 文書6 3 8 文書6 4 0 文書6 4 2 文書6 4 8	1 枚目の一部	特定の政党事務所の担当者名が記載されている。これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。以上のことから、法5条1号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。

	文書 6 5 3		
	文書 6 5 7		
	文書 6 7 7		
	文書 6 8 2		
	文書 6 9 5		
	文書 6 9 9		
1 3	文書 5 7 4	1 枚目の一部	特定の政党の事務所の電話番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されている。これらは、法人に関する情報であり、これらを公にした場合、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。以上のことから、法5条2号イに該当するため、不開示とした。
	文書 5 7 9		
	文書 5 8 1		
	文書 5 9 8		
	文書 6 0 4		
	文書 6 1 6		
	文書 6 2 1		
	文書 6 2 6		
	文書 6 3 2		
	文書 6 3 8		
	文書 6 4 0		
	文書 6 4 2		
	文書 6 4 8		
	文書 6 5 3		
	文書 6 5 7		
	文書 6 6 3		
	文書 6 6 5		
	文書 6 6 7	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6 6 9	1 枚目の一部	
	文書 6 7 1		
	文書 6 7 3		
	文書 6 7 7		
	文書 6 7 9		
	文書 6 8 2		
	文書 6 8 5		
	文書 6 9 0		
	文書 6 9 5		
	文書 6 9 9		
1 4	文書 7 4 3		1 枚目の上部
	文書 7 6 5		

			X 番号及びメールアドレスが記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号及び 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
1 5	文書 7 5 3	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	慣行として公にされていない警察職員の氏名が記載されている。これらは、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、公にすることにより、当該職員に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 1 号及び 4 号に定める不開示情報に該当するため不開示とした。
1 6	文書 6 1 8	2 枚目及び 5 枚目ないし 1 0 枚目の一部	本文書は、政府部内での検討中の国家安全保障戦略に関する資料であり、不開示とした部分には同戦略に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等に

			おける率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書619	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部		本文書は、政府部内での検討中の国家安全保障戦略等に関する資料であり、不開示とした部分には同戦略等に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書620	1枚目の一部		
文書624	1枚目ないし14枚目の一部		
文書630	1枚目ないし16枚目の一部		
文書631	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部		
文書634	1枚目ないし16枚目の一部		
文書635	1枚目ないし4枚目の一部		
文書636	1枚目の一部		
文書637			
文書639	1枚目ないし21枚目の一部		
文書641			
文書647	1枚目の一部		
文書652			
文書633	1枚目ないし11枚目の一部	本文書は、政府部内での検討中の国家安全保障戦略に関する資料であり、不開示とした部分には同戦略に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場	
文書643	1枚目の一部		
文書686			
文書691			

			合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
17	文書743	1枚目の下部	国家安全保障戦略の案文に対しての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にすることにより我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書744		
	文書745	1枚目ないし3枚目のそれぞれ下部	
	文書746	1枚目の下部	
	文書747		
	文書748		
	文書765		
	文書766		
	文書767	1枚目ないし3枚目のそれぞれ下部	
	文書768	1枚目の下部	
	文書769	1枚目の下部及び2枚目の一部	
	文書770	1枚目の下部	
	文書771		

	文書 6 4 4	1 枚目ないし 1 1	本文書は、政府部内での検討中の国家安全保障戦略に関する資料であり、不開示とした部分には同戦略の骨子についての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 6 5 0	枚目の一部	
	文書 6 8 7	1 枚目ないし 1 1	
	文書 6 9 2	枚目のそれぞれ一部	
	文書 6 5 4	1 枚目ないし 3 0	本文書は、政府部内での検討中の国家安全保障戦略に関する資料であり、不開示とした部分には同戦略の案文についての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にするこ
	文書 6 5 8	枚目の一部	
	文書 6 6 2	2 枚目ないし 3 2 枚目の一部	
	文書 6 9 6	1 枚目ないし 3 0 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 7 4 2	1 枚目ないし 3 1 枚目の一部	

			とで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法５条３号、５号及び６号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書６４５	１枚目ないし１６枚目の一部	本文書は、政府部内での検討中の国家防衛戦略に関する資料であり、不開示とした部分には同戦略の骨子についての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法５条３号、５号及び６号の不開示情報に該当するため、不開示とした。	
文書６４９			
文書６８８	１枚目ないし１６枚目のそれぞれ一部		
文書６９３			
文書６５５	１枚目ないし３２枚目の一部	本文書は、政府部内での検討中の国家防衛戦略に関する資料であり、不開示とした部分には同戦略の案文についての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を	
文書６５９	１枚目ないし４３枚目の一部		
文書６９７	１枚目ないし３２枚目の一部		

		枚目までの一部	含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書646	1枚目ないし16枚目の一部	1枚目ないし16枚目のそれぞれ一部	本文書は、政府部内での検討中の防衛力整備計画に関する資料であり、不開示とした部分には同計画の骨子についての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事
文書651			
文書689			
文書694			

			務に支障を及ぼすおそれがある。 以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書656	1枚目ないし47枚目の一部	本文書は、政府部内での検討中の防衛力整備計画に関する資料であり、不開示とした部分には同計画の案文についての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書660		
	文書698	1枚目ないし38枚目までのそれぞれ一部	
18	文書629	2枚目ないし8枚目の一部	防衛省・自衛隊における防衛力整備に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の防衛構想等が推察され、我が国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部又は相互間における審

			議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法５条３号及び５号に該当するため不開示とする。
19	文書８０４	全部	公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容、それらの内容の推認を可能とする情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。また、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、当該文書は、法５条３号及び５号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書８０５		
	文書８０６		
	文書８０７		
	文書８０８		
20	文書８０９	全部	国家安全保障会議において席上回収とした、公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容、それらの内容の推認を可能とする情報が記載されている。これらを公にした場
	文書８１０		
	文書８１１		
	文書８１２		
	文書８１３		
	文書８１４		

	文書 8 1 5		合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。また、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、当該文書は、法 5 条 3 号及び 5 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 8 1 6		
	文書 8 1 7		
	文書 8 1 8		
	文書 8 1 9		
	文書 8 2 0		
2 1	文書 8 2 1	全部	幹事会において席上回収とした、公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容、それらの内容の推認を可能とする情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。また、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決

			定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、当該文書は、法５条３号及び５号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
--	--	--	---

※当審査会事務局において整理した

別表 2 (開示すべき部分)

番号	文書番号	開示すべき部分
1	文書 3 6 6	1 枚目ないし 7 枚目の各 1 行目
	文書 3 7 0	6 枚目ないし 1 2 枚目の各 1 行目
	文書 4 4 2	1 8 枚目の 4 行目及び 5 行目
2	文書 3 8 9	5 枚目の生年部分を除く全て
	文書 5 0 9	2 枚目
3	文書 5 7 4	1 枚目の電話番号
	文書 5 7 9	
	文書 5 8 1	
	文書 5 9 8	
	文書 6 0 4	
	文書 6 1 6	
	文書 6 2 1	
	文書 6 2 6	
	文書 6 3 2	
	文書 6 3 8	
	文書 6 4 0	
	文書 6 4 2	
	文書 6 4 8	
	文書 6 5 3	
	文書 6 5 7	
	文書 6 7 7	
	文書 6 8 2	
	文書 6 9 5	
	文書 6 9 9	